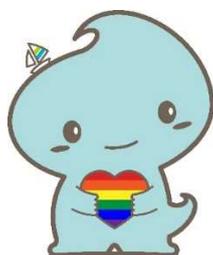


第5次横須賀市男女共同参画プラン

平成30(2018)年度～令和4(2022)年度

令和2(2020)年度 取組実績報告書



市民部人権・男女共同参画課

目次	頁
1 はじめに	2
2 第5次プランの事業体系図	3
3 第5次プランの進行管理	4
4 第5次プランの指標及び数値目標 年度推移	5
5 第5次プラン掲載事業 令和2年度取組実績報告	6

重要目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

施策方針1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	6
2 女性の活躍推進	10
3 ワーク・ライフ・バランスの推進	18

重要目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり	28
5 誰も孤立させない社会に向けた支援	36
6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進	41

重要目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

施策方針7 DV等を根絶する環境づくり	55
-------------------------------	----

6 男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会からのコメント	67
---	----



1 はじめに

横須賀市では「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」や同条例に基づき策定している「横須賀市男女共同参画プラン」の推進により、「性別等による偏りのない社会」「誰もが活躍できる社会」「誰も孤立させない社会」の実現を目指しています。

本書では、平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度を計画期間とする「第 5 次横須賀市男女共同参画プラン（以下「第 5 次プラン」という。）に位置付けた事業の平成 30 年度の取り組み実績をまとめた報告書です。なお、「横須賀市男女共同参画推進条例」（以下「旧条例」という。）は、平成 31 年 4 月 1 日より、「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」（以下「条例」という。）と改正されました。※なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画期間の終期を 1 年延長し、令和 4（2022）年度までとします。

■ 第 5 次プランとは

誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しているプランです。



2 第5次プランの事業体系図

社会情勢の変化・男女共同参画に関する国の動向・市の課題などを踏まえ、3つの重点目標を達成するために65の事業を位置付けました。そのうち新規事業として15事業、市役所が市内のモデル事業所として実施するものが8事業あります。

重点目標	施策方針	主要施策	施策	事業	該当頁
Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	(1) 審議会等における女性の参画促進	01 審議会等への積極的な女性の参画促進	01-1 審議会等への積極的な女性促進	23
			02 審議会等における実態調査の実施	01-2 地方防災会議における女性委員の参画促進 02-1 審議会等における実態調査の実施	23
	2 女性の活躍推進	(2) 事業所等における女性の参画促進	03 事業所等における男女共同参画の推進	03-1 事業所等における男女共同参画の推進	23
			04 市の実施事業への配慮	04-1 市の実施事業への配慮	23
		(3) 女性の活躍に向けた支援	05 起業を目指す女性への支援	05-1 起業を目指す女性への支援	26
			06 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援	06-1 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援	26
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進	(4) 生涯を通じた女性の健康支援	07 市役所における女性の活躍に関する取り組み	07-1 女性が市役所試験に受験するための取り組みの実施 07-2 メンタリング制度の実施	26
			08 女性のための健康相談の充実	08-1 女性医師による女性のための健康相談 08-2 婦人科医師による妊婦・不妊・不育症相談	26
		(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	09 女性特有のがん検診の普及啓発	09-1 女性特有のがん検診の普及啓発	26
			10 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	10-1 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 10-2 ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例の紹介 10-3 事業所内保育施設設置に関する情報提供	28
			11 市役所におけるワーク・ライフ・バランスに関する取り組み	11-1 時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み 11-2 テレワークの導入に向けた検討・試行 11-3 男女共同参画職場リーダーへの意識啓発	28
			12 男性を対象とした講座等の開催	12-1 男性の高齢者を対象とした講座等の開催 12-2 コミュニティセンターにおける講座の開催	29
	(6) 男性の家庭や子育てへの参画推進	13 父親を対象とした子育ての情報提供	13-1 「お父さんのための子育てガイド」による情報提供 13-2 「お父さんのための子育て応援講座」の開催	29	
14 男女共同参画に関する講座等の開催		14-1 男女共同参画に関する講座等の開催 14-2 市民大学等の開催	31		
Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進	4 暮らしやすい社会の意識づくり	(7) 男女共同参画に関する意識啓発	15 市民協働による啓発事業の推進	15-1 市民協働による啓発事業の推進 15-2 男女共同参画市民リポーター会議の開催	32
			16 広報紙（NEW WAVE）による啓発	16-1 広報紙（NEW WAVE）の発行	32
	(8) 情報収集と提供の充実	17 市役所における男女共同参画に関する取り組み	17-1 市職員に対する研修等の実施 18-1 デュオよこすかの運営	32	
		18 デュオよこすかの運営	18-2 デュオよこすか登録団体等との協働による講座の開催	32	
		19 男女共同参画に関する調査の実施	19-1 男女共同参画に関する調査の実施	32	
		20 女性のための相談窓口の充実	20-1 デュオよこすか「女性のための相談室」 20-2 相談体制の充実	35	
	5 誰も孤立させない社会に向けた支援	(10) 多様な性を尊重する社会の実現	21 性的マイノリティに対する理解の促進	21-1 相談員・教職員等を対象とした研修会の実施 21-2 パネル展示やリーフレットの配布による啓発	35
			22 性的マイノリティに対する支援	22-1 相談事業の実施 22-2 当事者同士の交流会への支援 22-3 関係機関との連携強化	35
	6 家庭・知能・学校における男女共同参画の推進	(11) 子育て支援の充実	23 妊娠・出産に関する学習機会の提供	23-1 「プレママ・プレパパのための資料教室」の開催 23-2 「プレママ・プレパパ教室」の開催	37
			24 家庭等における子育て支援の充実	24-1 家庭等における子育て支援の充実	37
			25 多様な保育サービスの充実	25-1 多様な保育サービスの充実	37
			26 放課後の子どもの居場所の充実	26-1 全児童を対象とした居場所の充実 26-2 留守家庭児童を対象とした居場所の充実	37
		(12) 介護の相談支援の充実	27 介護に関する相談窓口の充実	27-1 介護に関する相談窓口の充実	38
28 介護者に対する心の支援			28-1 「認知症高齢者介護者の集い」の開催 28-2 「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施 28-3 「若年性認知症支援者講座」の開催	38	
29 ひとり親家庭への自立支援の推進			29-1 ひとり親家庭の親を対象とした就労相談 29-2 ひとり親家庭の親を対象とした就労支援	38	
30 ひとり親家庭の仲間づくりの推進			30-1 ひとり親家庭の仲間づくりの推進	38	
(13) ひとり親家庭への支援の充実	31 自主防災組織への女性の参画促進	31-1 自主防災組織への女性の参画促進	38		
	32 男女共同参画に関する学習機会の提供	32-1 中学生を対象とした啓発冊子の配布 32-2 広報紙（NEW WAVE）による意識啓発	39		
(14) 地域防災における男女共同参画の促進	(15) 学校教育における男女共同参画の推進	33 教職員に対する意識啓発	33-1 教職員に対する意識啓発	39	
		34 DV防止に関する意識啓発	34-1 DV防止に関する意識啓発 34-2 デートDV防止に関する意識啓発	41	
Ⅲ 暴力のない社会づくり	(16) DV等を根絶するための予防啓発	35 DV相談窓口の周知	35-1 DV相談窓口の周知	41	
		36 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	36-1 性別による人権侵害の申出制度 36-2 働く人の相談窓口 36-3 市職員・教職員を対象とした意識啓発	41	
	(17) DV等被害者への支援	37 相談体制の充実	37-1 安全・安心な相談窓口の確保 37-2 相談員の研修等の充実	42	
		38 被害者の安全確保と自立に向けた支援	38-1 被害者の安全確保と自立に向けた支援	42	
		39 関係機関との連携強化	39-1 関係機関との連携強化	42	

3 第5次プランの進行管理

■ プランの進行管理

① 指標・数値目標の設定

プランを実効性あるものとし、7つの施策方針ごとに達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します（次頁参照）。

② 事業の点検

事業の進捗状況を毎年度把握し、計画の進行管理を的確に行います。

③ 取組実績報告の公表（毎年度実施）

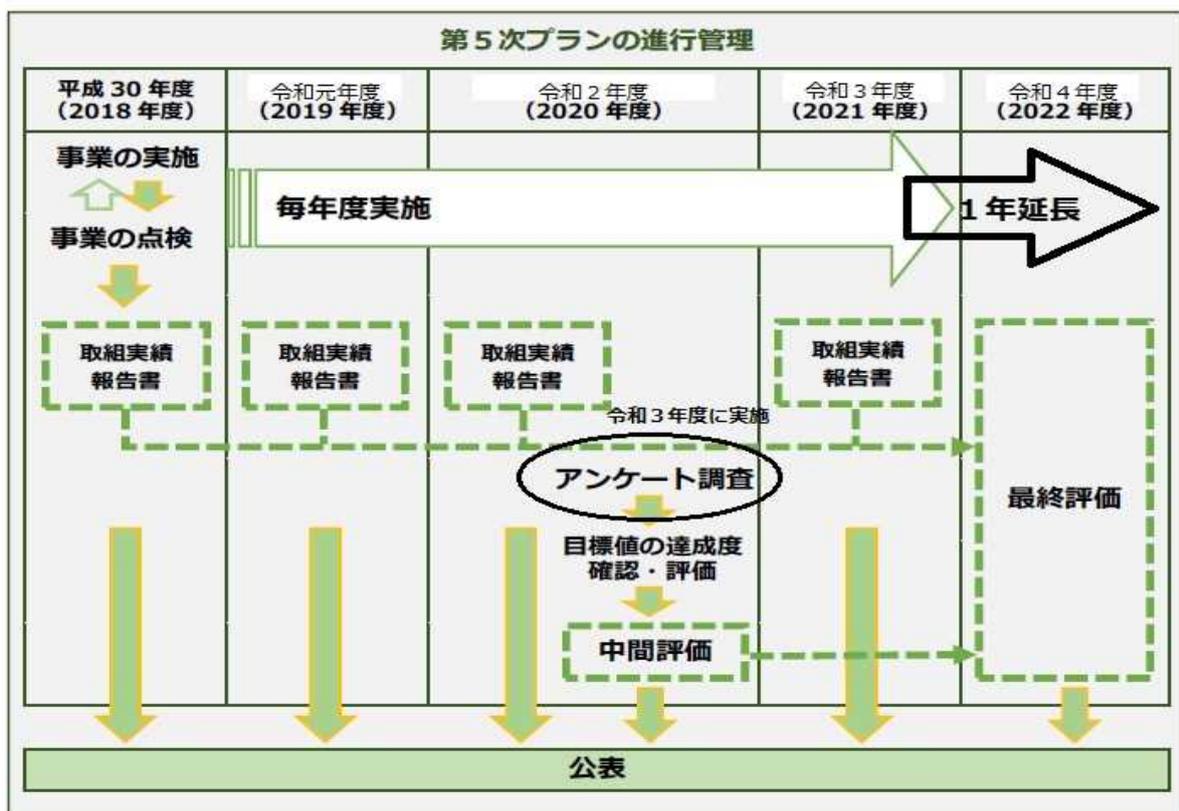
報告書を毎年度作成し、プランに位置付けている事業の実施状況について、男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会（以下「審議会」）に報告し、意見を聴いた上で公表します。

④ 中間評価（次期プラン策定の前年度に実施）

アンケート調査を実施し、その結果等から数値目標の達成状況を確認します。プランの効果や課題等を分析し、審議会の意見を聴いた上で、その結果を公表します。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アンケート調査の実施を1年延期しました。

⑤ 最終評価（プランの計画期間終了後に実施）

プランの計画期間終了後に、審議会の意見を聴いた上で総括した評価を行い、公表します。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、プラン計画期間を1年延長いたします。



4 第5次プランの指標及び数値目標 年度推移

●重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

施策方針	指標	基準値 H28	1年目 H30	2年目 R1	3年目 R2	目標値 R3
1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 市の審議会における女性委員の割合	27.5%	28.5%	28.8%	28.8%	40%
	2 町内会・自治会における女性役員の割合	30.3%	—	—	—	50%
	3 市役所における女性管理職（課長級以上）の割合	7.7%	10.4%	10.4%	10.9%	15%
2 女性の活躍推進	4 女性の現在の働き方として「ずっと働きたい」と回答する人の割合	45.2%	—	—	—	70%
3 ワーク・ライフ・バランスの推進	5 ワーク・ライフ・バランスの実現につながる講座等の市民満足度	80.6%	100%	100%	95.8%	H28を上回る
	6 市役所における職員の年次休暇取得日数	12.4日	13.3日	14.2日	14.3日	15日

●重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針	指標	基準値 H28	1年目 H30	2年目 R1	3年目 R2	目標値 R3
4 暮らしやすい社会の意識づくり	7 男女共同参画という言葉の認知度	54.7%	—	—	—	100%
	8 「男は仕事、女は家庭」という考えを否定する人の割合	65.8%	—	—	—	100%
5 誰も孤立させない社会に向けた支援	9 性的マイノリティまたはLGBTという言葉の認知度	65.8%	—	—	—	100%
6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進	10 保育所等利用待機児童数	19人	37人	70人	45人	0人
	11 町内会活動において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	47.9%	—	—	—	H28を上回る
	12 教育の場において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	70.2%	—	—	—	H28を上回る

●重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

施策方針	指標	基準値 H28	1年目 H30	2年目 R1	3年目 R2	目標値 R3
7 DV等を根絶する環境づくり	13 「DVに関して相談できる機関を知っている」と回答する人の割合	81.9%	—	—	—	100%

5 第5次プラン掲載事業 令和2年度取組実績報告

令和2年度の取組み実績において、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業が多くあります。令和2年度中に、令和2年4月7日～5月25日、令和3年1月8日～3月21日の2度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。緊急事態宣言発令に伴い、「横須賀市新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画（BCP）」が発動され、非常時優先業務（緊急対応業務及び継続業務）に対応するため、緊急性を要せず収束後に先送りすることが可能な業務についてはその業務を中断又は延期し、事業を縮小する措置が全庁的に取られました。BCP発動期間以外についても、感染拡大防止対策としてコロナウイルス収束が見通せない状況が年度を通して続き、人と人との接触を可能な限り避ける必要があり、通常の事業運営が困難である状況であったため、新型コロナウイルスにより多くの事業に影響が及びました。

重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

施策方針1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

主要施策（1） 審議会等における女性の参画促進

●施策01 審議会等への積極的な女性の参画促進

事業	01-1 審議会等への積極的な女性の参画促進 審議会等において男女が均衡のとれた構成比で議論し意見が反映できるよう、推薦母体となっている団体等へ女性委員の推薦を働きかけます。		
担当課	総務課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員比率の目標値（40パーセント）を庁内に周知し、審議会等所管課に女性委員の積極的な登用を依頼した。 推薦母体となっている団体等への推薦文例を全庁に提供し、活用をお願いした。 年度当初及び予算策定時に「役職等にこだわらない、女性の積極的推薦」に関する依頼を全庁掲示板で行った。 		<ul style="list-style-type: none"> 目標値を達成できるよう、引き続き審議会等所管課への依頼や情報提供を行う。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員比率の目標値（40%）を庁内に周知し、審議会等所管課に女性委員の積極的な登用を依頼した。 推薦母体となっている団体等への推薦文例を全庁に提供し、活用をお願いした。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月の要綱改正にて目標値を30%から40%に引き上げる過程で、更なる比率上昇を目指す趣旨も含まれていた。令和元年は29%（28.7%）であり、着実に目標値に近づいている。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標値を達成できるよう、引き続き審議会等所管課への依頼や情報提供を行う。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員比率の目標値（40%）を庁内に周知し、審議会等所管課に女性委員の積極的な登用を依頼した。 年度当初及び予算策定時に「男女共同参画推進のための配慮」に関する依頼を庁内グループウェアにて全庁に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等への積極的な女性の参画促進について全庁に周知等を行うことができた。引き続き当該周知等を行うことが重要であると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標値を達成できるよう、引き続き審議会等所管課への依頼や情報提供を行う。

事業	01-2 地域防災会議における女性委員の参画促進 防災会議において女性の視点が反映されるよう、女性委員の参画を進めます。		
担当課	危機管理課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・女性5名を防災会議委員に委嘱		・今後も継続して女性委員の委嘱を検討する。
令和元年度 (2019年度)	・女性5名を防災会議委員に委嘱（年度中に1名交替、女性4名に委嘱） 5/34=14.7%	・女性の視点も取り入れた体制とすることができた。ただし、多くの外部委員は、条例に定めのある組織の担当として参加する。そのため、組織の人事異動等によって女性委員の人数は影響を受ける。	・今後も継続して女性委員の委嘱を検討する。
令和2年度 (2020年度)	・女性3名を防災会議委員に委嘱した。 3/34=8.8%	・女性の視点も取り入れた体制とすることができた。 ・だが、多くの外部委員は、防災会議条例に定めのある組織の担当として参加している。そのため、組織の人事異動等によって女性委員の人数は影響を受け、令和元年度より女性委員の人数が減少した。	・人事異動等によって影響を受けるが、今後も継続して女性委員の委嘱を検討する。

●施策02 審議会等における実態調査の実施

事業	02-1 審議会等における実態調査の実施 審議会等における女性登用などの現状について調査します。		
担当課	総務課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・女性委員298人（附属機関242人、懇話会等56人）、女性委員比率29%、女性委員登用率86%（休止中等の機関を除く。）		・引き続き、審議会等における女性登用などの状況について調査する。
令和元年度 (2019年度)	・全委員1,063人中、女性委員306人（附属機関237人、懇話会等69人） ・女性委員比率 28.78% ・女性委員登用率 85%（休止中等の機関を除く。）	・昨年と比べ、女性委員登用率は微減したものの、全審議会等における女性委員の数は増加している。引き続き審議会等への女性委員の登用を増やす必要があると考える。	・引き続き、審議会等における女性登用などの状況について調査する。

	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・全委員 1,033 人中、女性委員 297 人（附属機関 227 人、懇話会等 70 人） ・女性委員比率 28.75% ・女性委員登用率 94%（休止中等の機関を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年と比べ、女性委員登用率は増加したものの、全審議会等における女性委員の数は微減（▲0.03%）している。 ・引き続き審議会等への女性委員の登用を増やす必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、審議会等における女性登用などの状況について調査する。

施策方針1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

主要施策（2） 事業所等における女性の参画促進

●施策03 審議会等における男女共同参画の推進

事業	03-1 事業所等における男女共同参画の推進 市の入札等に参加する事業者の、次世代の育成や女性の活躍推進に向けた取り組みを評価します。		
担当課	契約課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・格付け制度において評価項目「男女共同参画」を申請し加点を受けた事業者数：191 事業者 		<ul style="list-style-type: none"> ・制度を継続し、事業者における男女共同参画の推進を促します。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・格付け制度において評価項目「男女共同参画」を申請し加点を受けた事業者数：189 社 	<ul style="list-style-type: none"> ・所在区分が市内の工事登録事業者を対象としている制度であり、次世代の育成や女性の活躍推進に向けた取り組みへの評価として、適切に行われていると思われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度を継続し、事業者における男女共同参画の推進を促します。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・格付け制度において評価項目「男女共同参画」を申請し加点を受けた事業者数：186 社 	<ul style="list-style-type: none"> ・所在区分が市内の工事登録事業者を対象としている制度であり、次世代の育成や女性の活躍推進に向けた取り組みへの評価として、適切に行われていると思われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度を継続し、事業者における男女共同参画の推進を促します。

●施策 04 市の実施事業への配慮

事業	<p>04-1 市の実施事業への配慮 事業実施の際には、あらゆる事業が男女共同参画社会の形成に影響をもつという認識を持って取り組みます。</p>		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成 30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初及び予算策定時に、ジェンダー平等の視点に立った事業実施及び策定であるよう全庁掲示板で依頼した。 ・事業実施におけるジェンダー平等への配慮を確認するため、職場リーダーチェックを実施した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ジェンダー平等への配慮を働きかけるとともに、職場リーダーチェックについては、一般職員にも広げることによって、ジェンダー平等への配慮を意識させる。
令和元年度 (2019 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初及び予算策定時に、ジェンダー平等の視点に立った事業実施及び策定であるよう全庁掲示板で依頼した。 ・これまでのやり方を変更し、課長級職員を対象に実施していた「職場リーダーチェック」を非常勤職員を含めた全職員を対象として職場研修とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員を含めた全職員を対象とした職員研修としたことで、職場内での共通理解を促進し、職場リーダーを中心にジェンダー平等の意識を再確認してもらうことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の法整備や社会の動向を踏まえ、チェックリスト項目の見直しを実施し、マンネリ化を防止し、ジェンダー平等の意識を常に最新のものにする。
令和 2 年度 (2020 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初及び予算策定時に、ジェンダー平等の視点に立った事業実施及び策定であるよう全庁掲示板で依頼した。 ・男女共同参画通信を全庁掲示板に掲示した。 ・職場リーダーチェック（職場研修）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見送った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等の視点に立った事業実施及び策定であるよう全庁掲示板で依頼することにより、意識啓発を図ることができた。 ・職場リーダーチェック（職場研修）は新型コロナウイルス影響により実施を見送った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国の法整備や国際動向を踏まえたチェック項目の見直しを適宜実施するとともに、マンネリ化防止や職員への負担軽減により、地道にジェンダー平等の意識を浸透させていく。

施策方針2 女性の活躍推進

主要施策(3) 女性の活躍に向けた支援

●施策05 起業を目指す女性への支援

事業	05-1 起業を目指す女性への支援 起業を目指す女性に対し、起業の方法や支援制度について情報提供します。		
担当課	創業・新産業支援課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・創業セミナー (主催：横須賀市産業振興財団、共催：横須賀市) 7月3日(火)、6日(金)、10日(火)、13(金)、17日(火)、20日(金)、24日(火)、27日(金)の8日間、横須賀商工会議所において、創業意欲を持つ者を対象に創業の心構えや創業に必要なノウハウを系統的に学ぶセミナーを開催した。 ・参加者 26人(うち、女性9人) ・託児利用 1人 ・創業者成長支援セミナー (主催：横須賀市産業振興財団、共催：横須賀市) <p>2月8日、15日、22日、3月1日、8日(いずれも金曜日)の5日間、横須賀市産業交流プラザにおいて、創業後概ね3年以内の者や創業計画を持っている者を対象に、企業経営に必要なノウハウを多角的・実践的に学ぶフォローアップセミナーを開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者 6人(うち、女性2人) ・託児利用 1人 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度から、より参加しやすいセミナーを目指し子育て中の方でも受講できるよう託児サービスを設けた結果、それぞれ利用実績があった。今後も託児サービスが浸透するようPR強化を進めるとともに、女性の起業を後押しできるセミナーになるよう横須賀市産業振興財団と協力しながら行っていく。 ・また、令和元年度より新たな事業として、起業をすることにハードルを感じている女性に対し趣味や特技から小さなビジネスに繋げたり、将来の起業へのきっかけづくりを目的とした「女性のための開業スクール」を実施する。 ・今後も関係機関と連携を図りながら起業を目指す女性の支援を続けていく。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための開業スクール (主催：横須賀市産業振興財団、共催：横須賀市) 11月16日(土)、横須賀市産業交流プラザにおいて、市内で起業を考えている女性向けに、創業機運の高揚や、創業セミナー参加へのステップアップに繋げることを目的に開催。参加者24人、託児利用5人。 ・創業セミナー(主催：横須賀市産業振興財団、共催：横須賀市) 上期として6月23日・30日・7月7日・14日・21日・28日(いずれも日曜日)に、下期として10月29日・11月5日・12日・19日・26日・12月3日(いずれも火曜日)に、横須賀商工会議所において、創業の意欲を持つ者を対象に創業の心構えや創業に必要なノウハウを系 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための開業スクール参加者のうち、以下のとおりステップアップに繋がられたことで、一定の成果があったと考える。 ・創業セミナー下期参加へとステップアップに繋がられた(3名) ・三浦半島女性ビジネスネットワーク逗子開催イベントへ参加(1名) ・産業交流プラザにて開催のハンドメイド作品販売イベント「産プラぷらぷらマーケット」においてブース出展を行った(3名) ・開業スクール参加金融機関へ融資の相談をし、事業拡大に向けた資金調達できた(1名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、託児サービスの浸透を図るなど、気軽に参加できること等のPRを強化し、より女性の起業を後押しできるセミナーになるよう横須賀市産業振興財団と協力しながら行っていくとともに、関係機関と連携を図りながら起業を目指す女性の支援を続けていく。

	統的に学ぶセミナーを開催した。参加者全 52 人(うち女性 25)、託児利用 2 人。		
事業	05-1 起業を目指す女性への支援 起業を目指す女性に対し、起業の方法や支援制度について情報提供します。		
担当課	創業・新産業支援課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
令和 2 年度 (2020 年度)	<p>・女性のための開業スクール(主催：横須賀市産業振興財団、共催：横須賀市) 9 月 19 日(土)、横須賀市産業交流プラザにおいて、市内で起業を考えている女性向けに、創業機運の高揚や、創業セミナー参加へのステップアップに繋げることを目的に開催。実会場とオンラインの併用開催。参加者 26 人、託児利用 0 人。</p> <p>・創業セミナー(主催：横須賀市産業振興財団、共催：横須賀市) 上期として 7 月 4 日・11 日・18 日・14 日・25 日・8 月 1 日・8 日(いずれも土曜日)に、下期として 10 月 29 日・11 月 5 日・12 日・19 日・26 日・12 月 3 日(いずれも木曜日)に、横須賀市産業交流プラザにおいて、創業の意欲を持つ者を対象に創業の心構えや創業に必要なノウハウを系統的に学ぶセミナーを開催した。参加者全 44 人(うち女性 19)、託児利用 0 人。</p>	<p>・各セミナーにて、託児サービスの利用がなかったのは、コロナ禍の影響によるものと考ええる。また、各セミナーは、参加者のステップアップに繋がったことから、一定の成果があったと考ええる。</p> <p>① 3 人が創業セミナー(下期)へ参加 2 人が商工相談事業を利用 1 人が創業。(女性)</p> <p>② 6 人が商工相談事業を利用 7 人が創業。(うち、女性は 2 人)</p>	<p>・託児サービスの浸透を図るなど、気軽に参加できること等の周知を継続する。</p> <p>・また、横須賀市産業振興財団や関係機関と連携を図りながら、起業を目指す女性の支援をさらに推進していく。</p>

●施策 06 就職・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援

事業	06-1 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性に対し、セミナーや相談窓口を通じて情報提供します。		
担当課	経済企画課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
平成 30 年度 (2018 年度)	<p>・求人サイト「ごきんじょぶよこすか」において、女性を募集している求人を集約した項目を設置し、女性が仕事を容易に探せるよう就職支援を図った。</p> <p>・男女共同参画セミナー(女性の支援)及び女性活躍推進講演会を開催した。</p> <p>・県と共に女性管理職育成セミナーを共催した。</p>		<p>・今後も「ごきんじょぶよこすか」で女性の就職支援を図る。</p> <p>・関係機関が開催する女性の就職・再就職に関するセミナーについて、広報 P R 活動に協力する。</p> <p>・今後も引き続き、情報提供を行う。</p>

事業	06-1 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性に対し、セミナーや相談窓口を通じて情報提供します。		
担当課	経済企画課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 求人サイト「ごきんじょぶよこすか」において、女性が働きやすい求人を集約した項目を設置し、女性が仕事を容易に探せるよう就職支援を図った。 神奈川県と共催し、女性管理職セミナーを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 求人サイト「ごきんじょぶよこすか」で、女性が働きやすい求人の項目を集約することにより、女性がより就職先を探しやすい環境が整備できたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も求人サイト「ごきんじょぶよこすか」で女性が働きやすい求人を集約した項目を設置する。 より就業後のイメージを持ってもらいやすくするため、サイト内で女性が活躍している市内企業の特集ページを作成する等の取り組みを進めていく。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 求人サイト「ごきんじょぶよこすか」において、女性が働きやすい求人を集約した項目を設置し、女性が仕事を容易に探せるよう就職支援を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 求人サイト「ごきんじょぶよこすか」で、女性が働きやすい求人の項目を集約することにより、女性がより就職先を探しやすい環境が整備できたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も求人サイト「ごきんじょぶよこすか」で女性が働きやすい求人を集約した項目を設置する。 より、就業後のイメージを持ってもらいやすくするため、サイト内で女性が活躍している市内企業の特集ページを作成する等の取り組みを進めていく。

●施策 07 市役所における女性の活躍に関する取り組み

事業	07-1 女性が市役所試験に受験するための取り組みの実施 採用試験受験者の女性割合を高めていきます。		
担当課	人事課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の市職員採用試験受験者の女性割合は、28%で、平成29年度と比較して1.5%の増となった。 女子大学2校の就職課を訪問し、横須賀市の職員採用についての情報提供を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> 機会を捉えて女子大学訪問等により女性の採用試験受験者増の取り組みを進める。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の市職員採用試験受験者の女性割合は、33.8%で、平成30年度と比較して5.8%の増となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は女子大学への訪問等は実施できなかったが、採用試験の日程変更による影響や資格職においては職務の特性上女性受験者が多くなる職種の試験の実施が主となったため受験者数の女性割合が増加した。女子大学への働きかけ以外の手法も検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、機会を捉えて女子大学訪問等により女性の採用試験受験者増の取り組みを進める。 女性受験者の傾向を分析し、採用試験の周知方法や市役所で働くことのPR内容など、女性の採用試験受験者増のための手法を検討していく。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の市職員採用試験受験者の女性割合は、31.4%で、令和元年度と比較して2.4%の減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は女子大学への訪問等が実施できなかったり、職務の特性上女性受験者が多くなる職種の募集人数が少なかったこともあり、受験者数の女性割合が減少した。 目標値の達成に向けては、女子大学への働きかけ以外の手法も検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、機会を捉えて女子大学訪問等により女性の採用試験受験者増の取り組みを進める。 女性受験者の傾向を分析し、採用試験の周知方法や市役所で働くことのPR内容など、女性の採用試験受験者増のための手法を検討していく。

事業	07-2 メンタリング制度の実施 メンタリング制度を実施することにより、女性職員の活躍をサポートします。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> メンタリング制度を実施し、1名の利用者があった。 		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、次年度も実施するとともに、利用者アンケートを基に、利用しやすい制度にしていく。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> メンティの対象範囲をこれまでの係長・主査級から採用3年目以降までに広げ、利用者が前年の1名から4名に増加した 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のアンケートを基に、利用しやすい制度にするため、メンティの対象範囲を採用3年目以降まで広げたことにより、幅広いニーズを拾い上げることができ、メンティ及びメンターから高評価をいただいた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、次年度も実施するとともに、利用者アンケートを基に、利用しやすい制度にしていく。

事業	07-2 メンタリング制度の実施 メンタリング制度を実施することにより、女性職員の活躍をサポートします。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、メンタリング制度は実施を見送った。 女性活躍及び男女共同参画の推進のため、制度・仕組みづくりに関する参考となる意見等を吸い上げるため、総務部人事課との共催で女性職員を対象とした座談会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> メンタリング制度は、新型コロナウイルス影響により、実施を見送った。 座談会について、人事課と共催し、女性職員の生の声を直接聞く機会が設けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の周知に努め、利用しやすい制度にしていく。 メンタリング制度の実施には人との接触が生じ、新型コロナウイルスの影響を受けるため、実施方法を含めて効果的なやり方を検討していく。 制度・仕組みづくりに関する参考となる意見等を座談会等を通じて引き続き吸い上げていく。

施策方針2 女性の活躍推進

主要施策（4） 生涯を通じた女性の健康支援

●施策08 女性のための健康相談の充実

事業	08-1 女性医師による女性のための健康相談 女性特有の病気などの健康相談を女性医師が行うことで、生涯を通じた健康支援に取り組みます。		
担当課	保健所健康づくり課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> 女性医師による女性のための健康相談を実施した。 実施回数8回（平成29年度4回） 相談者10人（平成29年度7人）		<ul style="list-style-type: none"> 予約制で原則として月1回第3水曜日午後実施。広報よこすか・ポスター・ツイッター等にて周知を行う。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 女性医師による女性のための健康相談を実施した。 実施回数9回（平成30年度8回） 相談者10人（平成30年度10人）	<ul style="list-style-type: none"> 計画どおり実施し、前年度と同数の相談者数に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> 予約制で原則として月1回第3水曜日午後実施。 広報よこすか・ポスター・ツイッター等にて周知を行う。 毎年一定の相談者数が「市民ニーズ量」であるか見極めつつ事業の在り方を点検する。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 女性医師による女性のための健康相談を実施した。 実施回数9回 相談者 0人	<ul style="list-style-type: none"> 現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況による影響のためなのか例年にはない実績だった。 	<ul style="list-style-type: none"> 予約制で原則として月1回第3水曜日午後実施。 広報よこすか・ポスター・ツイッター等にて周知を行う。 現在の感染状況による一時的な相談者の減少なのか見極めつつ事業の在り方を検討する。

事業	08-2 婦人科医師による妊娠・不妊・不育症相談 女性が安心して子どもを産み育てられるよう、相談事業の実施によりサポートします。		
担当課	こども健康課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・望んだ時に妊娠・出産ができるように、婦人科医師による妊娠・不妊・不育症の相談を実施した。相談者 3人		・若い世代に妊娠についての知識を啓発するとともに、婦人科医師による妊娠・不妊・不育症相談についてSNSの利用など周知方法を工夫する。
令和元年度 (2019年度)	・望んだ時期に妊娠・出産ができるように、婦人科医師による妊娠・不妊・不育症の相談を実施した。3回開催し、8人参加	・6回の開催を予定していたが予約が入らず、3回の開催となった。 ・利用者にとって、自身の予定と相談開催日のスケジュールをあわせ、電話で予約を入れ、予約日に開催会場に向いて相談をする行為は、情報通信技術の発達に伴い、ニーズの低下が考えられる。	・婦人科医師による来所相談は中止し、妊活LINEサポート事業を開始する。
令和2年度 (2020年度)	・婦人科医師による来所相談は中止し、妊活LINEサポート事業を開始した。 登録者数 90人 ・生殖医療専門医による不妊不育相談会：1回5人（3組） ・保健所女性医師による妊娠相談：3回4人参加	・LINEを使用して気軽に相談できる環境を整えた。 ・コロナウイルス感染症の影響により、保健所医師による個別相談が10月以降中止となった。	・積極的に事業を啓発し、利用者の増加に努める。

●施策 09 女性特有のがん検診の普及啓発

事業	<p>09-1 女性特有のがん検診の普及啓発</p> <p>女性が自らの健康管理として女性特有のがんである子宮頸がん・乳がん検診を活用し、早期発見・早期治療につなげるよう普及啓発に取り組みます。</p>		
担当課	保健所健康づくり課、こども健康課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成 30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> 子宮頸がん予防ワクチンは、平成 25 年 6 月 14 日付けで、厚生労働省から、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が見られたことから、定期接種の積極的勧奨を差し控える旨勧告を受け、平成 30 年度も引き続き積極的勧奨を再開していない。 健康福祉センターに、市のがん検診のお知らせを配架し、検診の周知に努めた。 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を実施した。 無料クーポン券送付（5 月末） 再勧奨はがき送付（10 月中旬） 対象者： <ul style="list-style-type: none"> 子宮頸がん検診（20 歳）1,923 人 乳がん検診（40 歳）2,470 人 利用率：子宮頸がん検診 13.5% 乳がん検診 27.7% 		<ul style="list-style-type: none"> 勧告を受け、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を控える。 子宮頸がん予防ワクチン希望者に接種券を交付する。 健康福祉センターに、市のがん検診のお知らせを配架するなど、検診の周知に努める。 利用率の向上 無料クーポン券送付（5 月末） 再勧奨はがき送付（10 月中旬） 対象者： <ul style="list-style-type: none"> 子宮頸がん検診（20 歳）1,935 人 乳がん検診（40 歳）2,286 人 がん検診の普及啓発 講演会の開催（11 月下旬）
令和元年度 (2019 年度)	<ul style="list-style-type: none"> 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を実施した。 無料クーポン券送付（5 月末） 再勧奨はがき送付（10 月中旬） 対象者： <ul style="list-style-type: none"> 子宮頸がん検診（20 歳）1,935 人 乳がん検診（40 歳）2,286 人 利用率：子宮頸がん検診 15.1% 乳がん検診 27.7% 乳がん検診に関する講演会を開催した。 11 月 30 日開催 参加者 55 人 ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンは、平成 25 年 6 月 14 日付けで、厚生労働省から、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が見られたことから、定期接種の積極的勧奨を差し控える旨勧告を受け、令和元年度も引き続き積極的勧奨を再開していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 無料クーポン券非対象者の受診率 子宮頸がん検診（21 歳以上）8.9% 乳がん検診（41 歳以上）4.7%と比較して、無料クーポン券対象者の受診率が高く、無料クーポン券発行の効果が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> がん検診受診率の向上 無料クーポン券送付（5 月末） 再勧奨はがき送付（10 月中旬）（参考）令和 2 年度対象者：子宮頸がん検診（20 歳）1,975 人 乳がん検診（40 歳）2,274 人 がんの正しい知識の普及 勧告を受け、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を控える。 ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種希望者に接種券を交付する。

事業	09-1 女性特有のがん検診の普及啓発 女性が自らの健康管理として女性特有のがんである子宮頸がん・乳がん検診を活用し、早期発見・早期治療につなげるよう普及啓発に取り組みます。		
担当課	保健所健康づくり課、こども健康課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を実施した。 無料クーポン券送付（5月下旬）再勧奨はがき送付（10月中旬）対象者：子宮頸がん検診（20歳）1,975人 乳がん検診（40歳）2,274人 利用率：子宮頸がん検診14.8% 乳がん検診23.1% ・令和2年度も引き続き積極的勧奨は再開していませんが、令和2年10月に厚労省より、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について」の通知があり、この通知に基づき、ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種について、検討と判断するためのワクチンの有効性や安全性に関する情報等や、接種を希望された場合に必要情報を届け渡すため、高校1年生相当女子にお知らせをお送りしました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無料クーポン券非対象者の受診率 子宮頸がん検診（21歳以上）7.4% 乳がん検診（41歳以上）2.8%と比較して、無料クーポン券対象者の受診率が高く、無料クーポン券発行の効果が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率の向上 無料クーポン券送付（5月末）再勧奨はがき送付（10月中旬）（参考）令和3年度対象者 子宮頸がん検診（20歳）1,929人 乳がん検診（40歳）2,090人 ・がんの正しい知識の普及 ・「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について」の通知に基づき、ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種について、検討と判断するためのワクチンの有効性や安全性に関する情報提供を行い、ワクチン接種希望者に接種券を交付します。

施策方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

主要施策(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

●施策10 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

事業	10-1 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 育児休業制度の利用促進や働き方の見直し等の情報提供・啓発を関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスをテーマにした男女共同参画セミナーを実施した。 家庭も私も年末にスッキリ!モノとところと時間の整理術(WLB 27名) 		今後も引き続き、ワーク・ライフ・バランスをテーマとしたセミナーを企画・実施する。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙 NEW WAVE の紙面にて、民間企業の取り組み(52号)と若い世代への将来のライフスタイル(53号)を題材として、広く情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 52号、53号で取り上げた内容は、いずれも現在の旬な記事であり、WLBの推進を啓発するには、最適なものであったと考える。 52号で取り上げた企業からも、今後に向けて新たに取り組みを進めるといふ声をいただき、広報紙掲載の効果が見られたと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスは、日常生活スタイルの意識改革であるから、現に実施されている様々な取り組みを、タイムリーに提供していくことが重要。広報紙やホームページを利用して、情報提供を引き続き実施していく。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙ニューウェーブ(54号)の紙面にて、男性の家事参画や、市内女性経営者のWLBの取り組みを題材として、広く情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 男性の家事参画については、コロナ禍で変化したライフスタイルに合った内容を発信できたと考える。 女性経営者の取り組みも、起業を目指す女性へのメッセージとともに有効な発信ができたと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> WLBは、日常生活スタイルの意識改革であるから、現に実施されている様々な取り組みを、タイムリーに提供していくことが重要。広報紙やホームページを利用して、情報提供を引き続き実施していく。

事業	10-2 ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例の紹介 市内でワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組む事業所等の情報収集・提供に努めます。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・広報紙 NEWWAVE 第49号にて「女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進」をテーマとし、海洋研究開発機構の取り組みを紹介した。		・引き続き、市内の事業所の取り組みを広報紙やホームページで情報提供する。
令和元年度 (2019年度)	・広報紙 NEW WAVE の第52号「女性目線の発想から新たな取組を実現」をテーマに、株式会社富士防の取り組みを紹介した。	・神奈川なでしこブランドとして認定されている市内企業を広く周知していくことは、そこで実際に行われている職場と家庭の両立に関する取り組みを知ってもらうことになると考える。	・継続して、市内事業所（市役所も含めて）の取り組みを広報紙やホームページで情報提供する。
令和2年度 (2020年度)	・広報紙ニューウェーブ（54号）の紙面にて、「神奈川なでしこブランド 2020」に認定された、株式会社富士防の取り組みを紹介した。	・神奈川なでしこブランドとして認定されている市内企業を広く周知していくことは、そこで実際に行われている職場と家庭の両立に関する取り組みを知ってもらうことになると考える。	・継続して、市内事業所（市役所も含めて）の取り組みを広報紙やホームページで情報提供する。

事業	10-3 事業所内保育施設設置に関する情報提供 事業所に対して、必要に応じて事業所内保育施設の設置に関する助成制度等の情報を提供します。		
担当課	幼保児童施設課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・事業所内保育施設設置希望の事業所に対して、設置に向けた相談対応を行った。		・事業所内保育施設の設置希望の事業所に対して、適切な情報を提供する等きめ細かな相談対応を行っていく。
令和元年度 (2019年度)	・事業所内保育施設設置希望の事業所に対して、設置に向けた相談対応を行った。	・昨年度は事業所内保育施設の設置希望の事業所はなかった。	・事業所内保育施設の設置希望の事業所に対して、適切な情報を提供する等きめ細かな相談対応を行っていく。
令和2年度 (2020年度)	・事業所内保育施設設置希望の4事業者に対して、設置に向けた相談対応を行った。	・1件の事業所内保育施設の新規設置となった。	・事業所内保育施設の設置希望の事業所に対して、適切な情報を提供する等きめ細かな相談対応を行っていく。

●施策 11 市役所におけるワーク・ライフ・バランスに関する取り組み

事業	<p>11-1 時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み 各部局で執行体制の見直しや効率的な事務の執行に努め、全庁的な取り組みとして、時間外勤務時間の縮減、育児・介護休業等の取得を進めます。</p>		
担当課	人事課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成 30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度は、ピーク時である平成 17 年度と比較して、年間総時間数で約 125,500 時間、1 人当たり月平均時間数で 1.4 時間の減となっている。 また、平成 29 年度と比べると、年間総時間数で約 11,500 時間、1 人当たり月平均時間数で 0.3 時間の減となった。 平成 30 年度も、管理職員の時間外勤務状況を把握するため、調査を実施した。 平成 30 年度においても、毎週月・水曜日のノー残業デーの実施に加え、給与支給日と期末勤勉手当支給日を「時間外一斉消灯の日」とし、その日には所属長が所属職員を定時退庁させ、退庁確認後、所属部分を消灯する取り組みを行った。 前年度に引き続き、平成 30 年 7 月 2 日～8 月 31 日に、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取り組みとして、夏季朝方勤務「ゆう活」を試行実施した。また、勤務開始時間を 2 パターンの選択制とする制度拡大を行った。 仕事と子育て両立支援プラン推進委員会及び女性活躍推進プラン推進委員会を平成 30 年 8 月に開催し、本プランに掲げた取り組み施策の実施状況、数値目標の達成状況の検証を行った。 特定事業主行動計画（仕事と子育て両立支援プラン、女性活躍推進プラン）に基づく取り組みの実施状況と、女性の職業選択に資する情報を、市ホームページで公表した。 仕事と出産・育児のための両立支援ガイドブック改訂し、職員に周知した。 新任課長研修等の機会を通じて、管理職に向けて育児休業等の制度の説明を行い、管理職の協力体制を促進した。 職員からの個別の問い合わせ等に対応し、育児休業の取得の支援、育児休業からの復帰支援を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度も引き続き時間外勤務時間縮減への取り組みを継続していく。 令和元年度も管理職員の時間外状況を把握するため、調査を実施する。 仕事と子育て両立支援プラン推進委員会及び女性活躍推進プラン委員会を開催し、進捗管理等を行う。 計画に基づく取り組みの実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表を 1 年に 1 回以上行う。 仕事と出産・育児のための両立支援ガイドブックを必要に応じて改訂する。 引き続き、研修等の機会を通じて管理職に向けて育児休業等の制度の説明を行い、管理職の協力体制を促進する。
令和元年度 (2019 年度)	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、ピーク時である平成 17 年度と比較して、年間総時間数で約 76,300 時間の減となっている。 平成 30 年度と比べると、年間総時間数で約 49,000 時間、1 人当たり月平均時間数で 1.4 時間の増となった。 令和元年度も、管理職員の時間外勤務状況を把握するため、調査を実施した。 令和元年度においても、毎週月・水曜日のノー残業デーの実施に加え、給与支給日と期末勤勉手当支給日を「時間外一斉消灯の日」とし、その日には所属長が所属職員を定時退庁させ、退庁確認後、所属部分を消灯す 	<ul style="list-style-type: none"> 時差出勤制度など時間外勤務時間縮減への取り組みを継続し、多様で柔軟な働き方の見直しを実現できたと考える。 特定事業主行動計画に基づく取り組みにより、男性職員、女性職員ともに育児休業取得率の目標値を達成した。特に男性職員については、育児休業の仕組みの理解や、育児への参加意識の高まり、職場の意識の変化等により育児休業を取得しやすい雰囲気が醸成されつつあることが取得率増加の一因と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年度も引き続き時間外勤務時間縮減への取り組みを継続していく。 令和 2 年度も管理職員の時間外状況を把握するため、調査を実施する。 時差出勤トライアルの検証を行い、継続実施する。 仕事と子育て両立支援プラン推進委員会及び女性活躍推進プラン委員会を開催し、進捗管理等を行う。 計画に基づく取り組みの実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表を 1 年に 1 回以上行う。 仕事と出産・育児のための両

	<p>る取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの一つとして、時差出勤トライアル（全6パターンに拡大）を試行実施した。 ・仕事と子育て両立支援プラン推進委員会及び女性活躍推進プラン推進委員会を令和元年9月と令和2年1月に開催し、本プランに掲げた取り組み施策の実施状況、数値目標の達成状況の検証等を行った。 ・特定事業主行動計画（仕事と子育て両立支援プラン、女性活躍推進プラン）に基づく取り組みの実施状況と、女性の職業選択に資する情報を、市ホームページで公表した。 ・仕事と出産・育児のための両立支援ガイドブック改訂し、職員に周知した。 ・新任課長研修等の機会を通じて、管理職に向けて育児休業等の制度の説明を行い、管理職の協力体制を促進した。 ・職員からの個別の問い合わせ等に対応し、育児休業の取得の支援、育児休業からの復帰支援を行った。 		<p>立支援ガイドブックを必要に応じて改訂する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、研修等の機会を通じて管理職に向けて育児休業等の制度の説明を行い、管理職の協力体制を促進する。
事業	11-1 時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み 各部局で執行体制の見直しや効率的な事務の執行に努め、全庁的な取り組みとして、時間外勤務時間の縮減、育児・介護休業等の取得を進めます。		
担当課	人事課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、ピーク時である平成17年度と比較して、年間総時間数で約120,200時間の減となっている。 ・令和元年度と比べると、年間総時間数で約43,900時間、1人当たり月平均時間数で1.4時間の減となった。 ・令和2年度も、管理職員の時間外勤務状況を把握するため、調査を実施した。 ・令和2年度においても、毎週水・金曜日のノー残業デーの実施に加え、給与支給日と期末勤勉手当支給日を「時間外一斉消 	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤制度など時間外勤務時間縮減への取り組みを継続し、多様で柔軟な働き方の見直しを実現できたと考える。 ・特定事業主行動計画に基づく取り組みにより、男性職員、女性職員ともに育児休業取得率の目標値を達成した※。特に男性職員については、育児休業の仕組みの理解や、育児への参加意識の高まり、職場の意識の変化等により育児休業を取得しやすい雰囲気醸成されつつあることが取得率増加の一因と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から時間外勤務等の上限規制を導入し、管理職を含めた状況の把握を行うとともに、引き続き時間外勤務時間縮減への取り組みを継続していく。 ・時差出勤トライアルの検証を行い、継続実施する。 ・女性活躍・子育てサポートプラン推進委員会を開催し、進捗管理等を行う。 ・計画に基づく取り組みの実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表を1年に1回以上行う。

	<p>灯の日」とし、その日には所属長が所属職員を定時退庁させ、退庁確認後、所属部分を消灯する取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの一つとして、時差出勤トライアル（全6パターン）を試行実施した。 ・仕事と子育て両立支援プラン推進委員会及び女性活躍推進プラン推進委員会を令和2年8月に開催し、本プランに掲げた取り組み施策の実施状況、数値目標の達成状況の検証等を行い、さらに令和2年12月に開催し、特定事業主行動計画（仕事と子育て両立支援プラン、女性活躍推進プラン）の次期計画について検討を行った。 ・特定事業主行動計画（仕事と子育て両立支援プラン、女性活躍推進プラン）に基づく取り組みの実施状況と、女性の職業選択に資する情報を、市ホームページで公表した。 ・仕事と出産・育児のための両立支援ガイドブック改訂し、職員に周知した。 ・新任課長研修等の機会を通じて、管理職に向けて育児休業等の制度の説明を行い、管理職の協力体制を促進した。 ・職員からの個別の問い合わせ等に対応し、育児休業の取得の支援、育児休業からの復帰支援を行った。 	<p>※育児休業取得率は、男性職員は32.9%（目標25%）で達成し、女性職員は97.6%（対象者のうち1名が希望せず）で希望する職員全員が取得しました。（目標100%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と出産・育児のための両立支援ガイドブックを必要に応じて改訂する。 ・引き続き、研修等の機会を通じて管理職に向けて育児休業等の制度の説明を行い、管理職の協力体制を促進する。
--	--	---	---

事業	11-2 テレワークの導入に向けた検討・試行 時間的制約のある職員が働きやすい環境づくりを促進します。		
担当課	人事課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・6課（人事課、総務課、都市政策研究所、情報政策課、人権・男女共同参画課、こども健康課）限定で在宅勤務の試行及びニーズ調査を実施しました。		・全庁での導入に向けた検討・調整を行う。
令和元年度 (2019年度)	・柔軟な働き方を進めるために、職員が出張時や庁内外での会議等において、LAN端末を利用し業務を行うモバイルワークを試行実施しました。	・出張先や庁内外での会議や打ち合わせ等の会場で、使用できるため、時間外勤務の縮減等に繋がったものと考えます。	・検証を行い、今後の方向性を検討していきます。
令和2年度 (2020年度)	・柔軟な働き方を進めるため、各所属に配布したテレワーク端末を活用し、職員が自宅等で業務を行う在宅勤務及び出張時や庁内外での会議等で端末を利用して業務を行うモバイルワークを実施しました。	・テレワーク端末を活用することで場所にとらわれない柔軟な働き方が可能になり、ワーク・ライフ・バランスの実現や業務の効率化の推進に繋がったものと考えます。	・検証を行い、今後の取り組みの拡大に向けて検討していきます。

事業	11-3 男女共同参画職場リーダーへの意識啓発 男女共同参画職場リーダー会議において、ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備等に関する意識啓発・情報提供を行い、イクボスを育成します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・男女共同参画職場リーダー会議において、ハラスメント予防についての情報提供を行った。		・引き続き、男女共同参画職場リーダー会議において、意識啓発・情報提供を行っていく。
令和元年度 (2019年度)	・職場環境の整備を目的としたアンコンシャス・バイアスに関する講演を実施した。	・普段から意識していても、ステレオタイプな考えに流されがちな傾向に気づいてもらうための一助になったと考える。	・座学での講演会も一定の効果があると思うが、今後はグループ作業などによる気づきの習得など、体感型の意識啓発ができればと考えている。
令和2年度 (2020年度)	・新型コロナウイルス感染症の影響により、男女共同参画職場リーダー会議の実施を見送った。 ・新任課長研修を通じ、新規で男女共同参画職場リーダーになった職員に対して、男女共同参画プランの主旨を踏まえて性別に関わらない職員の登用・配置を行うこと等の職位場環境に関する配慮を促し、女性活躍の推進に向けた協力依頼を行った。	・新型コロナウイルスの影響により男女共同参画職場リーダー会議の実施を見送った。 ・新任課長研修を通じ、意識啓発を図ることができた。	・引き続き、男女共同参画職場リーダー会議において、意識啓発・情報提供を行い、内容や方法についてより効果的に、より深く意識付けができるよう検討する。 ・また、新任課長研修等の機会を通じ、意識啓発に努める。

施策方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

主要施策(6) 男性の家庭や子育てへの参画促進

●施策12 男性を対象とした講座等の開催

事業	12-1 男性を対象とした講座等の開催 男性も家庭に参画できるよう、高齢者を対象に調理実習の実施や低栄養予防の知識習得など学習機会を提供します。		
担当課	健康長寿課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・男性高齢者を対象に、正しい食習慣を身に付け低栄養を予防する「男性料理教室」「男性料理教室～初級編～」を開催。(実施回数6回、延91人参加)		・男性料理教室を初級編としたことで、料理初心者や当該教室未経験の男性高齢者に対してアプローチすることができたので、引き続き実施し、普及啓発を進めていく。
令和元年度 (2019年度)	・男性高齢者を対象に、正しい食習慣を身に付け低栄養を予防する「男性料理～初級編～」を開催。(実施回数6回、延107人参加)	・毎回定員を上回る応募があり対象者からの関心の高さが伺えること、受講者の多くが料理初心者か料理経験が全く無い男性高齢者であることなどから、当初の目的が達成できたと評価できる。	・2020年度においても引き続き実施する計画であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響があり、調理実習を伴う教室を開くことができなくなってしまった。 ・当初の目的は達成されたため、今後は事業を見直し、虚弱高齢者を対象とした事業を行う中で、男性高齢者にも届く内容としたい。
令和2年度 (2020年度)	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調理実習を伴う教室は中止し、リーフレット配布や動画配信による情報提供を実施した。	・当面、調理を伴う事業は開催が難しいことから「男性料理教室」は中止とする。男性が家庭に参画できるような関心をもつために、学習機会の提供を検討する必要がある。	・今後は事業を見直し、虚弱高齢者を対象とした事業を行う中で、男性高齢者にも届く内容としたい。

事業	12-2 コミュニティセンターにおける講座の開催 ワーク・ライフ・バランスを図りながら、共に家庭や子育てに参画できるよう、男性の家事・育児・介護等に関する講座の実施や情報提供を行います。		
担当課	地域コミュニティ支援課、各行政センター		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミセン講座「男の料理自慢」を開催した。 ・講座「うどんを打つ」男性を対象にした調理実習を開催した（3倍強の応募あり）。 ・子育てをしているパパ、ママを対象に、子ども連れでは行きづらいコンサートに、家族みんなで参加して頂いた。 ・「パパと一緒に！幼少期の身体づくり」講座（全5回 毎週水曜 90分）を実施した。 ・男性を対象に、韓国料理の基礎を学習する「男の料理教室～手軽な韓国料理～」講座を開催。（実施回数1回、参加者12人） 		<ul style="list-style-type: none"> ・男性も家庭で料理が出来るように、今後も継続して開催していく予定。 ・落選者から、来年度もぜひやってほしいと要望が多数あったので、検討した。 ・利用者の需要に応じて、実施について適時検討を行っている。 ・子育て世代のお父さんが参加しやすい講座、事業を立案する。また、市民からの要望があれば、それに応じた内容の企画を検討する。 ・8年間継続している講座で、現在も応募件数は多く、2倍近い抽選となる。9割が父親参加の希少な講座のため今後も継続予定。 ・料理に興味のある男性は多いが、一般の料理教室には女性の参加も多いため、男性が躊躇してしまう。今後も男性限定の料理教室を開催し、料理の基礎知識を学ぶとともに、男性同士のつながりや、家事の参加等を促したい。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・6/1-6/29 実施 「パパと一緒に！幼少期の身体づくり」講座（全5回 毎週土曜 90分）（衣笠） ・コミセン講座「男の料理」を開催。男性が料理の基本を学ぶ講座です。 開催回数：4回 延参加人数：79人（西） ・講座「激うま サルシッチャハンバーグ」（男性を対象にした調理実習）（大津） 	<ul style="list-style-type: none"> ・普段仕事などで忙しい男性の育児参加への意欲促進につながり、子供と運動を通しての遊び方や接し方が回を重ねるごとに習得できるのも、この講座の特色だった。さらに、親子での運動能力増進のための器具も多種多様で毎回変化に富んだ構成が子供達だけでなく保護者の興味が薄れることなく継続できた。講座を受講したことで、継続的に親子で運動することが健康促進につながり、家庭内においての男女共同参画にもつながったと思う。（衣笠） ・男性に料理に興味を持っていただくことで、家事への参加を促すことができたと考えている。（西） 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回開催企画の際には、子供の集中力の時間が短いため講座時間を60分にし、体力に差がある年齢別に2講座を同日に行うようにして、より多くの父親層が参加しやすいように配慮し、継続的に実施していきたいと考えている。（衣笠） ・男性も家庭で料理が出来るように、今後も継続して開催していく予定。（西） ・開催日が平日なので、若年層の参加が無いのが実情。若年層の参加を促すような時間帯・曜日を考えたい。（大津）

		「家で作ってみたよ」との声を複数頂いた。(大津)	
令和2年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年 2月～3月(実施見送り)「パパと一緒に！幼児期の身体づくり」(衣笠) ・令和元年度に引き続きコミセン講座「男の料理」を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止となった。(西) 	<ul style="list-style-type: none"> ・父親をターゲットとして、普段仕事でなかなかコミュニケーションが取れない親子に参加してもらうことで、家族の会話を増やし、父親の育児参加による母親の育児負担を減らすきっかけにしてもらうことを目標としていたが、コロナ感染予防が十分にできない内容と判断し、翌年度への延期とした。(衣笠) ・新型コロナウイルスの感染拡大により、大半の講座自体が中止となり、オンラインによる一部の講座を実施したので、コンテンツが限られてしまった。このようなテーマでのオンライン企画立案が急務である。(浦賀) 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで毎年恒例の企画で、幼児期の体操をたくさんの器具を使い、楽しみながら覚えていく内容で、非常に好評だったので、コロナ感染予防が解除されたら再開したいと考えている。(衣笠) ・ステイホームなど新しい生活様式に対応しながら、男性の積極的な育児・家事参加を促すような講座を企画検討する。(浦賀) ・男性の家庭や子育てへの参画につながるような実践講座を開催する予定。(西)

●施策 13 父親を対象とした子育ての情報提供

事業	13-1 「お父さんのための子育てガイド」による情報提供 父親になる人を対象に、子育てに関する情報やヒントなどを紹介するガイドブックを配布します。		
担当課	こども育成総務課、こども健康課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市の子育て情報を提供するための「子育てガイド」に「お父さんのための子育てガイド」を掲載し、母子手帳を交付する際に一緒に手渡している(転入者には、妊婦健康診査費用補助券を渡す時等に配布)。 		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も官民共同での広告入り冊子として、「お父さんのための子育てガイド」を作成する。 ・年度ごとに作成するため、新規事業等があれば随時情報を更新していく。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市の子育て情報を提供するための「子育てガイド」に「お父さんのための子育てガイド」を掲載し、母子手帳を交付する際に一緒に手渡している(転入者には、妊婦健康診査費用補助券を渡す時に配布)。 配布数 2,425部 	<ul style="list-style-type: none"> ・父親にも興味を持ってもらいやすい掲載内容となるよう工夫をし、必要な情報提供ができたと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も官民共同での広告入り冊子として、「お父さんのための子育てガイド」を作成する。 ・年度ごとに作成するため、新規事業等があれば随時情報を更新していく。 ・子育てガイドの内容を、現役の父親目線で検討する。

事業	13-1 「お父さんのための子育てガイド」による情報提供 父親になる人を対象に、子育てに関する情報やヒントなどを紹介するガイドブックを配布します。		
担当課	こども育成総務課、こども健康課		
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市の子育て情報を提供するための「子育てガイド」に「お父さんのための子育てガイド」を掲載し、母子手帳を交付する際に一緒に手渡している（転入者には、妊婦健康診査費用補助券を渡す時に配布）。 ・横須賀市の子育て情報を掲載する「子育てガイド」に「お父さんのための子育てガイド」を掲載し、母子手帳を交付する際に一緒に手渡した。（転入者には、妊婦健康診査費用補助券を渡す時に配布） 配布数 2,082部	<ul style="list-style-type: none"> ・父親にも興味を持ってもらいやすい掲載内容となるよう工夫をし、必要な情報提供ができたと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も官民共同での広告入り冊子として、「お父さんのための子育てガイド」を作成し、男性・女性の両方に存在するであろう無意識のジェンダー・バイアスの解消を目指す。 ・年度ごとに作成するため、新規事業等があれば随時情報を更新していく。 ・子育てガイドの内容を、現役の父親目線で検討する。

事業	13-2 「お父さんのための子育て応援講座」の開催 講座の中で情報交換のための交流会を行うなど、父親の子育て参画を応援します。		
担当課	保育課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛らんどよこすかにおいて5月より月に1度、日曜日に「お父さんのための子育て応援講座」を開催し、お父さんの子育て参画の場としている。 ・11月頃には運動会も開催し、多くの参加者で交流を図っている。 ・平成30年度（11回145組 父:141人）		<ul style="list-style-type: none"> ・集いの場での親子同士の交流や情報交換により、お父さんの育児参加への手助けをし、家族の絆が深まるという効果があるので、今後も続けていく。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛らんどよこすかにおいて5月より月に1度、日曜日に「お父さんのための子育て応援講座」を開催し、お父さんの子育て参画の場としている。 ・11月頃には運動会も開催し、多くの参加者で交流を図っている。 令和元年度 (10回167組 父:150人)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は「バザー」を初めて行った。当日は整理券を用意していたほど、好評であった。3月の講座はコロナの影響で中止となったので、全10回の開催となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集いの場での親子同士の交流や情報交換により、お父さんの育児参加への手助けをし、家族の絆が深まるという効果があるので、今後も続けていきたい。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルスの為、10・11・12・3月のみ愛らんどよこすかの「お父さんのための子育て応援講座」を開催し、延べ24組の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス感染症対策を徹底し、お父さん講座を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人数制限も行っているため、限られた人数での実施が続いていくことが予想されるが、お父さん同士が交流できる貴重な場となるので今後も感染症対策を講じながら、開催をしていきたい。

重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり

主要施策(7) 男女共同参画に関する意識啓発

●施策14 男女共同参画に関する講座等の開催

事業	14-1 男女共同参画に関する講座等の開催 ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進、男性の男女共同参画などをテーマに講座・講演会等による意識啓発や情報提供をします。		
担当課	地域コミュニティ支援課、各行政センター、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・7/5-26(毎週木曜全4回)実施 「お仕事帰りのリフレッシュヨガ」講座の開催 ・65歳以上の高齢者を対象に、複数回講座で生きがいづくりや地域活動のきっかけづくりに「生涯現役講座『あすなる学級』」を開催した。(実施回数10回、延参加者370人) ・認知症の正しい理解や、介護の基礎知識について学習する「いちから学ぼう 認知症と介護の基礎知識」講座を開催した。(実施回数2回、延参加者31人) ・男女共同参画セミナーを以下のテーマで実施した。 <ol style="list-style-type: none"> ①家庭も私も年末にスッキリ!モノとところと時間の整理術(WLB, 27名) ②パパと子どものクッキング(男性の男女共同参画、8組20名) ③自分の気持ちを言葉で伝える女性のためのアサーティブ・コミュニケーション(女性の支援、29名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・19:00-20:30という時間帯の講座で、仕事帰りと思われる女性の参加があったので、筋トレやストレッチ、健康食など青年層に人気のある要素を盛り込んだ講座に進展させていきたい。 ・高齢者が、終了後も健康であり、参加者同士、その友人、地域へとつながりが広がるよう、今後も企画したい。 ・今後は、認知症予防の講演や講座も検討したい。 ・引き続き、次年度も男女共同参画セミナーを実施する。 	
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年2/15、22(毎週土曜全2回)実施 「男の井教室」講座(衣笠) ・65歳以上の高齢者を対象に、健康維持とともに生きがいや仲間づくりの場を提供することを目的に「生涯現役講座あすなる学級」を実施。(実施回数10回、延参加人数261人)(浦賀) ・60歳以上の高齢者を対象として、音楽を使った認知症予防を行うために「歌と笑いで脳トレ!認知症予防」講座を実施した(実施回数3回、延参加人数85人)。(浦賀) ・男女共同参画セミナー実施(人権・男女共同参画課) <ol style="list-style-type: none"> ①自分も相手も大事にするアサーティブ・トレーニング(コロナで中止) ②パパと子どものクッキング 1回 8組20人 	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日に設定したにもかかわらず、参加者のほとんどが高齢者で、新型コロナ感染のさなか、ほとんど全員が2回とも休まずに参加して、料理の楽しさを味わっていたのが印象的だった。企画としては非常にシンプルな内容だったが、普段厨房に立つことのない男性に少しでも調理への興味を持ってもらおうという意味では、効果大だったと感じている。(衣笠) ・筋力等の身体的健康の促進や、口腔ケア等による疾病予防等により高齢者の健康寿命維持の促進を図り、参加者同士で歌などの同じ活動を通して、仲間づくりの場を提供することができたと考える。(浦賀) ・歌に合わせて手指を動かすような遊びを通して、日常より複雑な活動を行うことにより、脳の活動を促進し認知症予防に寄与できたと考える。(浦賀) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの人が顔見知りではなく、初対面でグループ分けされたメンバーだったが、和気あいあいとした雰囲気を作ることができたので、男性に特化した企画も悪くないと思う。アンケートの結果、またやりたいという声が多かったので、料理だけに限らず、世間的には男性のイメージが薄い分野の企画も考えてみたいと思う。(衣笠) ・高齢者の健康寿命という、高齢者がいきいきと自分らしく生活していくためには、筋力等の身体的健康の増進、疾病予防のための知識等、また共に生きている仲間が大切である。今後も、同様の活動を企画・実施していき、健康寿命の増進に寄与していく。(浦賀) ・認知症の予防及び理解に関しては、知識と実践が重要であることから、去年度実施したような知識面の講座や本年実施

			した実践的な講座を織り交ぜ、認知症予防等に寄与していく。 (浦賀)
事業	14-1 男女共同参画に関する講座等の開催 ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進、男性の男女共同参画などをテーマに講座・講演会等による意識啓発や情報提供をします。		
担当課	地域コミュニティ支援課、各行政センター、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者を対象に、「生涯現役講座あすなる学級」を実施。(実施回数7回、延参加人数130人) (浦賀) ・男女共同参画セミナー実施 (人権・男女共同参画課) <ul style="list-style-type: none"> ①自分も相手も大事にするアサーティブ・トレーニング 2回 合計22人 ②パパと子どものクッキング※オンラインで実施 1回 3組8人 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大により、計画通りに講座の開催ができなかった。感染予防策を徹底しながらこの講座は何とか開催することが出来た。継続性が重要であると認識した。(浦賀) ・新型コロナウイルスの影響により、アサーティブ・トレーニングは定員を半数程度に減らし感染予防策を徹底して実施し、パパと子どものクッキングはオンラインで実施した。(人権・男女共同参画課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染防止の為、開催する講座の企画を最小限に留めているが、今後、状況が好転し講座を企画する際には、女性の活躍を応援する講座や男性が多数参加できる講座を積極的に取り入れていきたいと思う。(衣笠) ・今後もコロナ対策を徹底して講じながら、この講座を続けていくことが重要である。受講者の年齢層もオンライン講座に馴染みにくいため、従来の形での開催を続けていきたい。(浦賀) ・講座の開催はなかったが、男女・年齢関係なく誰もが参加しやすい講座・事業を立案する。引き続き、募集する性別を限定する講座においては、理由を明確にし、誤解を招かないよう注意する。(北下浦) ・引き続き、次年度も男女共同参画セミナーを実施する。(人権・男女共同参画課)

事業	14-2 市民大学等の開催 生涯学習の推進にあたり、男女共同参画の視点にも留意した学習情報や講座・講演会等の学習機会の提供をします。		
担当課	生涯学習課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・「気持ちがラクになるコミュニケーション講座」「社会における多様性と女性の尊厳～無意識バイアスが問題となる時」を開催した。		・今後も人権や男女共同参画に関する講座を実施する。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 日本の歴史をジェンダーの視点で眺めてみればー結婚・家族・性役割ー <ol style="list-style-type: none"> 元気になる多様な男女のありよう(古代～近世) 受講者 47人 「夜が明けた後」の暗さ(近代～戦時) 受講者 41人 私たち自身を見つめる(戦後～現代) 受講者 44人 自他尊重のアサーティブ・トレーニング講座 受講者 29人 	・継続して講座を実施しており、男女共同参画について学ぶ機会の提供ができたと考えている。	・継続していくことが大切であり、今後も人権や男女共同参画に関する講座を実施する。
令和2年度 (2020年度)	・多様な性/LGBTQを理解する入門講座 参加者 28人	・継続して講座を実施しており、多様な性の尊重の視点で学ぶ機会の提供ができたと考えている。	・継続していくことが大切であり、今後も男女共同参画や多様な性に関する講座を実施する。

●施策 15 市民協働による啓発事業の推進

事業	15-1 市民協働による啓発事業の推進 啓発事業の企画や編集を市民協働で行います。また、自主計画事業を後援することで男女共同参画を推進します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画セミナーの企画・運営及び広報紙ニューウェーブの企画・作成を男女共同参画市民サポーターとともに実施した。 NPO等の自主計画事業について、後援を行った。 		・引き続き、市民協働による企画等を行うとともに、NPO等の自主計画事業については、積極的に後援を行う。

事業	15-1 市民協働による啓発事業の推進 啓発事業の企画や編集を市民協働で行います。また、自主計画事業を後援することで男女共同参画を推進します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙 NEW WAVE の企画、編集を男女共同参画市民サポーターとともに実施した。 ・NPO等の自主計画事業について、後援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サポーターによる広報紙の企画編集作業は、市民協働のひとつのかたちを示すことができていたが、メンバーが固定化し編集作業や手法が硬直化するなど課題が見受けられた。 ・ニーズの高いテーマを自主的に企画運営していくものを後援出来たことは有意義である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長きにわたる固定メンバーでの市民協働のやり方によるメリットを生かしつつも、社会の変化に敏感に対応できるような新しい市民協働の在り方を構築していきたい。 ・新型コロナ禍で様々な制約があり、当初予定していた大学生などの若い世代との協働についても、今後に向けて様々な手法を検討していきたい。 ・子育てなどの組織（部課）をまたぐテーマについて、今後も後援していきたい。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響で、市民協働による啓発事業を行うことができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙 New Wave で、大学生との編集作業等を行う予定だったが、新型コロナウイルスの影響で、大学も休校やオンライン授業等が多く、協働が難しかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ禍で様々な制約があるものの、可能な範囲で大学生などの若い世代との協働について、様々な手法を検討していきたい。

事業	15-2 男女共同参画市民サポーター会議の開催 男女共同参画のための取り組みが、より多くの市民に理解されるよう市民の視点を取り入れた啓発事業を推進します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画市民サポーター会議を2回開催した。(7/3、3/28) 		<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の意見を参考に、市民サポーター会議に代わる新たな仕組みを検討する。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画市民サポーター会議を1回開催(9/17)した。 ・3/30 予定していた第2回は新型コロナのため中止となった。 ・令和元年度をもって、市民サポーター制度を廃止した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サポーター制度は、市民協働のひとつのかたちを示すことができていたが、メンバーが固定化するなど課題が見受けられた。条例改正により、新しい事業の枠組みが求められるなか、これまでの活動をもってその役割を一定程度果たしたと判断し、廃止することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた形での取り組みを模索する。 ・これからの時代を担う若い世代と、新しい協働の枠組み、手法を構築していきたい。

事業	15-2 男女共同参画市民サポーター会議の開催 男女共同参画のための取り組みが、より多くの市民に理解されるよう市民の視点を取り入れた啓発事業を推進します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	・令和元年度をもって、市民サポーター制度を廃止した。		・事業実施の計画・実施・検証の各段階で、市民協働の視点を持つよう意識する。 ・市民視点を取り入れるため、必要に応じて個別アンケート調査を検討する。

●施策 16 広報紙（NEW WAVE）による啓発

事業	16-1 広報紙（NEWWAVE）の発行 男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍への市の取り組みなど、広く情報提供・意識啓発を行います。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・次のテーマで発行した。 48号 「第5次横須賀市男女共同参画プラン」がスタートしました。 49号 「海洋研究開発機構」女性研究者の方へ市民サポーターによるインタビュー 50号 ジェンダー専門家大崎麻子さんへの市民サポーターによるインタビュー 		・条例改正に伴い、性の多様性に関する情報提供も行っていく。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・次のテーマで広報紙（NEW WAVE）を発行した。 51号 男女共同参画推進条例の改正について 52号 神奈川なでしこブランド2019認定企業株式会社富士防の女性パトロール隊員へインタビュー 53号 三浦学苑高等学校・県立保健福祉大学の女子学生への市民サポーターによるインタビュー 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正の内容をコンパクトにまとめたものを発行することにより、最大の改正箇所である「多様な性の尊重」部分の情報提供ができた。 ・市内企業の取り組み、市内の学生の生の声をインタビュー形式で情報提供できたことにより、現在の本市の男女共同参画推進状況を知っていただくことができたと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な性の尊重という理念が加わったことで、もう一度、これまでの男女共同参画推進の取り組み、男女共同参画に関する基本的な理念や市の取り組みを丁寧に情報提供していきたい。 ・将来の横須賀市を担う世代へのかかわりに力点を置くことを踏まえ、情報発信の方式や情報収集の仕方を再考し、紙面に反映させていく。

事業	16-1 広報紙 (NEWWAVE) の発行 男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍への市の取り組みなど、広く情報提供・意識啓発を行います。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価 (達成度)	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 次のテーマで広報紙 (NEW WAVE) を発行した。 54号 パパもママも子どもも家族みんなが活躍し、思いやる家庭に おすすめ図書紹介 なでしこブランド認定企業インタビュー 横須賀で輝く女性経営者 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響で年2回発行予定が1回となったが、1号あたりのページ数を増やし情報量を確保した。 紙面をリニューアルし、より手に取っていただきやすい内容にしたことで、男性の男女共同参画や、市内事業者の取り組みについての情報提供をすることができたと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な性の尊重という理念が加わったことで、男女共同参画推進の取り組みとの関係性をクリアにするため、男女共同参画に関する基本的な理念や市の取り組みを丁寧に情報提供していきたい。 将来の横須賀市を担う世代へのかかわりに力点を置くことを踏まえ、情報発信の方式や情報収集の仕方を再考し、紙面に反映させていく。

●施策 17 市役所における男女共同参画に関する取り組み

事業	17-1 市職員に対する研修等の実施 市職員 (男女共同参画職場リーダー含む) に対する男女共同参画に関する研修等を継続的に行います。		
担当課	人事課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価 (達成度)	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> 担当者級、係長級職員に対して、能力開発研修として、男女共同参画研修を必修化し実施した。 新採研修においても、常に男女共同参画という視点を意識して施策に取り組むよう啓発した。 職員研修 (新規採用職員、担当者級、係長級) や男女共同参画職場リーダー会議において、働きやすい職場環境やワーク・ライフ・バランスに関する理解と促進を働きかけた。 		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き職員研修として位置付けて、職場環境や職場における慣習などの見直しを図る。 併せて、新採研修においても男女共同参画について啓発していく。 ワーク・ライフ・バランスの推進を念頭に置き、今後も職員に対しあらゆる機会を捉えて、男女共同参画の理解促進を働きかけていく。 女性職員の活躍推進を念頭に、今後もあらゆる機会を捉え、男女共同参画の理解促進を働きかけていく。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 担当者級、係長級職員に対して、能力開発研修として、男女共同参画研修を必修化し実施した。 新採研修においても、常に男女共同参画という視点を意識して施策に取り組むよう啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 職場研修の方式を採用したことで、幅広い職員が男女共同参画に関するポイントに触れる機会を提供できた。(人事課) 実施報告をもらう仕組みではなかったため、未実施の部課を把握することができなかつ 	<ul style="list-style-type: none"> 新採研修や新任課長研修等において、男女共同参画について啓発していく。 ワーク・ライフ・バランスの推進も念頭に置き、今後も職員に対しあらゆる機会をとらえて、男女共同参画の理解促進を

	した。(人事課) ・これまで職場リーダーを対象としていた《男女共同参画職 チェックリスト》を、「男女共同 参画に関する職場研修」に位置 付けて全職員対象として実施 した。	た。	働きかけていく。(人事課) ・引き続き「男女共同参画に関 する職場研修」を実施し、チェ ックリストの内容についても、 毎回検討をしていく。 ・職員一人ひとりの確実な実 施を担保する方法を検討する。
事業	17-1 市職員に対する研修等の実施 市職員（男女共同参画職場リーダー含む）に対する男女共同参画に関する研修等を 継続的に行います。		
担当課	人事課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員比率の目標値（40%）を庁内に周知し、審議会等所管課に女性委員の積極的な登用を依頼した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、職場リーダー会議は実施を見送った。 ・新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修において、男女共同参画という視点を意識して施策に取り組むよう啓発した。(人権・男女共同参画課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への積極的な女性の参画促進について全庁に周知等を行うことができた。 ・職場リーダー会議は、コロナウイルスの影響で開催されなかった。 ・引き続き当該周知等を行うことが重要であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値を達成できるよう、引き続き審議会等所管課への依頼や情報提供を行う。

施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり

主要施策(8) 情報収集と提供の充実

●施策18 デュオよこすかの運営

事業	18-1 デュオよこすかの運営 デュオよこすかにおいて、男女共同参画に関する資料や書籍の収集・提供を することにより市内の男女共同参画を推進します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市から提供のあった広報紙や国等の資料を配架するとともに、男女共同参画関連の図書を配架した。 蔵書数 約1,500冊 新刊購入実績 43冊 貸出実績 延1,608人 		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、男女共同参画に関する情報収集・提供を行っていくと共に、条例改正に伴い性の多様性に関する図書等を購入していく。

事業	18-1 デュオよこすかの運営 デュオよこすかにおいて、男女共同参画に関する資料や書籍の収集・提供をすることにより市内の男女共同参画を推進します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 他都市から提供のあった広報紙や国等の資料を配架するとともに、男女共同参画や多様な性関連の図書を配架した。 蔵書数 約 1,500 冊 新刊購入実績 80 冊 貸出実績 延 1,099 人 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画だけでなく、多様な性に関する図書を購入し、施設内や HP 等でおすすめ図書として紹介した。施設の来館者数減により貸出実績は減少した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、男女共同参画および多様な性に関する情報収集・提供や図書等を購入していく。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 他都市から提供のあった広報紙や国等の資料を配架するとともに、男女共同参画や多様な性関連の図書を配架した。 蔵書数 約 1,500 冊 新刊購入実績 83 冊 貸出実績 延 476 人 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画と多様な性に関する図書を購入し、施設内や HP 等でおすすめ図書として紹介した。新型コロナウイルスの影響で休館していた期間※もあり、来館者数が減少したことで貸出実績も減少した。 登録団体自体の活動をあまり行うことができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、男女共同参画および多様な性に関する情報収集・提供や図書等を購入していく。 <p>※①R2.3/4～6/19 ②R3.1/12～3/7 の期間休館</p>

事業	18-2 デュオよこすか登録団体等との協働による講座の開催 デュオよこすか登録団体等とデュオよこすかを会場として講座を開催します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> 登録団体等と協働し、デュオぷち講座を3回開催した。 ①香りを楽しむアロマのレッスン ②大人のぬり絵体験講座 ③やさしい太極拳体験講座 		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、デュオよこすか登録団体等に呼び掛けて、講座を企画・開催していく。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 登録団体等と協働し、デュオぷち講座を3回開催した。 ①アロマボディローションづくり ②椅子ヨガ体験講座 ③収納上手への第一歩 	<ul style="list-style-type: none"> 登録団体等との協働により講座を開催し、多くの市民に参加してもらうことで、デュオの周知につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、デュオよこすか登録団体等に呼び掛けて、講座を企画・開催していく。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 登録団体等と協働し、デュオぷち講座を開催する予定だったが、新型コロナウイルスの影響で開催できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 講座を開催することができず、デュオの周知にもつなげられなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降は、デュオよこすか登録団体等に呼び掛けて、講座を企画・開催していく。

●施策 19 男女共同参画に関する調査の実施

事業	19-1 男女共同参画に関する調査の実施 男女共同参画の市民意識や実態に関する調査を実施し、各種統計情報の中で男女別データの収集・分析を行い、施策の展開に活用していきます。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)			・次期プラン策定に合わせる形で、令和2年度に実施予定。
令和元年度 (2019年度)			・次期プラン策定に合わせる形で、令和2年度実施予定のものを、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、実施を1年先延ばしした。
令和2年度 (2020年度)	・新型コロナウイルス感染症の影響により、調査の実施は延期し、令和3年度に行うことになった。調査に向けたたき台を作成し、審議会の書面会議で意見を求め、アンケート実施に向けて進行した。		・次期プラン策定に合わせる形で、令和3年度に実施している。

施策方針5 誰も孤立させない社会に向けた支援

主要施策(9) 女性のための相談窓口の充実

●施策 20 女性のための一般相談の充実

事業	20-1 デュオよこすか「女性のための相談室」 女性が抱える一般的な悩みには女性相談員が対応し、法律上の悩みについては女性弁護士が対応します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	相談件数は年間平均600件、月平均50件。 一般相談 679件 法律相談 35件		・引き続き、一般相談、法律相談とも実施していく。
令和元年度 (2019年度)	相談件数は年間平均700件、月平均58件。 一般相談 704件 法律相談 31件	・一般相談の件数が増加した。	・引き続き、一般相談、法律相談とも実施していく。
令和2年度 (2020年度)	相談件数は年間約850件、月平均71件。 一般相談 851件 法律相談 21件	・一般相談の件数が大幅に増加した。	・引き続き、一般相談、法律相談とも実施していく。

事業	20-2 相談体制の充実 相談者が安心して相談できるような体制を確保するとともに、相談員の知識の向上を図り、研さんに努めます。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・相談員3名体制。輪番制・週3日間対応。《相談日時》月水金 9:00～16:00 対人援助の専門家としての資質向上のため、SVによる面談を月1回実施するほか、県等が主催する研修等への参加している。		・引き続き、現在の相談体制を維持していくと共に、相談員のスキルアップ、ストレスケアのための取り組みを行っていく。
令和元年度 (2019年度)	・相談員3名体制。輪番制・週3日間対応。《相談日時》月水金 9:00～16:00 対人援助の専門家としての資質向上のため、SVによる面談を月1回実施するほか、県等が主催する研修等への参加している。	・県等が主催する研修のほか、NPO法人主催の研修や性的マイノリティに関する研修等を受講した。	・引き続き、現在の相談体制を維持していくと共に、相談員のスキルアップ、ストレスケアのための取り組みを行っていく。
令和2年度 (2020年度)	・相談員3名体制。輪番制・週3日間対応。《相談日時》月水金 9:00～16:00 対人援助の専門家としての資質向上のため、SVによる面談を月1回実施するほか、県等が主催する研修等への参加している。	・新型コロナウイルスの影響で開催された研修が少なかったものの、県等が主催する研修等を受講した。	・引き続き、引き続き、現在の相談体制を維持していくと共に、相談員のスキルアップ、ストレスケアのための取り組みを行っていく。

施策方針5 誰も孤立させない社会に向けた支援

主要施策(10) 多様な性を尊重する社会の実現

●施策21 性的マイノリティに対する理解の促進

事業	21-1 相談員・教職員等を対象とした研修会の実施 性的マイノリティへの理解を促進するため、相談員や教職員等を対象に研修会を実施します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	教員向け出前講座 3回 児童生徒向け出前講座 1回 医療機関向け出前講座 1回 児童養護施設向け出前講座 1回 指定管理者職員等向け研修会 1回		・条例改正の趣旨に基づいて、今後も継続して研修会を実施していく。

事業	21-1 相談員・教職員等を対象とした研修会の実施 性的マイノリティへの理解を促進するため、相談員や教職員等を対象に研修会を実施します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和元年度 (2019年度)	教員向け出前講座 3回 児童生徒向け出前講座 1回 医療機関向け出前講座 1回 郵便局職員向け出前講座 1回 市職員等向け研修会 1回	・当事者でもある講師自身の体験談をもとに、学んだことにより、理解が深まったと認識している。学校のみならず医療機関向けや郵便職員向けにも開催したことにより、窓口での対応など参考になったと考えている。なお、令和元年度は研修会を1回増やしたが、コロナ禍の影響で児童生徒向けが中止となり、前年度と同じ7回の開催となった。	・引き続き、学校以外にもさまざまな職種に向けた研修会を開催し、性的マイノリティへの理解を深める取り組みを行う。
令和2年度 (2020年度)	教員向け出前講座 3回 児童生徒向け出前講座 3回	・当事者でもある講師自身の体験談をもとに、学んだことにより、理解が深まったと認識している。学校のみならず医療機関向けや高齢者施設職員向けにも開催を予定したが、コロナ禍の影響で中止となり、6回の開催となった。	・引き続き、学校以外にもさまざまな職種に向けた研修会を開催し、多様な性（性的マイノリティ）への理解を深める取り組みを行う。

事業	21-2 パネル展示やリーフレットの配布による啓発 性的マイノリティへの偏見や差別の解消のため、当事者からのメッセージや啓発ポスターの展示、リーフレットの配布により市民への理解を促進します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・11月～12月にかけて市内3カ所（市役所展示コーナー、中央図書館、横須賀モアーズシティ）でパネル展示を行った。リーフレットについては、関係機関にて配架をお願いすると同時に、出前講座等の機会に児童生徒や聴講者に配布している。		・引き続き、実施していく。
令和元年度 (2019年度)	・5月～12月にかけて市内4カ所（市役所展示コーナー、北図書館、衣笠コミセン、横須賀モアーズシティ）でパネル展示を行った。リーフレットは、関係機関にて配架をお願いすると同時に、出前講座等の機会に児童生徒や聴講者に配布している。次年以降用に6000部作成した。	・市施設のみならず商業施設でもパネル展を行ったことにより関心の薄い層にも啓発することができたと考える。また、パネル展で行ったアンケートによれば、「大変よく理解できた」「やや理解できた」が合わせて83.3%となっており、理解促進の効果があると考えている。	・引き続き、他の商業施設など多くの人が集まる場所で、パネル展を実施していく。また、改訂したリーフレットを配布し、理解促進に努めていく。

事業	21-2 パネル展示やリーフレットの配布による啓発 性的マイノリティへの偏見や差別の解消のため、当事者からのメッセージや啓発ポスターの展示、リーフレットの配布により市民への理解を促進します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	・5月～12月にかけて市内4カ所（市役所展示コーナー、中央図書館、横須賀モアーズシティ、コースカベイサイドストアーズ）でパネル展示を行った。リーフレットは、関係機関にて配架をお願いすると同時に、民生委員や出前講座等の機会に児童生徒や聴講者に配布した。	・市施設のみならず商業施設でもパネル展を行ったことにより関心の薄い層にも啓発することができたと考える。また、パネル展で行ったアンケートによれば、「大変よく理解できた」「やや理解できた」が合わせて76.5%となっており、理解促進の効果があると考えている。	・引き続き、市の施設や他の商業施設など多くの人が集まる場所で、パネル展を実施していく。また、リーフレットを配布し、多様な性への理解促進に努めていく。

●施策22 性的マイノリティに対する支援

事業	22-1 相談事業の実施 性的マイノリティの不安や悩みに対応するための相談を実施することにより、当事者の孤立を防ぐ取り組みを進めます。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・当事者の方々の声を聴きながら、平成31年度の開設準備を行う。		・平成31年度の早い時期に開設する。
令和元年度 (2019年度)	・5月から性的指向及び性自認に関する専門相談（よこすかLGBTs相談）を開始した。当事者や、関係者など4件の相談があった。	・今まで市内で専門の相談が受けられなかったので市内でも受けられる事業を始めた。初年度となった令和元年度は、当事者・友人・学校など相談者は多様だった。年間相談件数を12件と見込んでいたが、周知不足により4件だったものと考えられる。	・当事者の孤立を防ぐために必要な施策であると考えている。校長会、ホームページ、ツイッター、周知ポスターなどにより一層の周知を図りたい。
令和2年度 (2020年度)	・よこすかLGBTs相談（性的指向及び性自認に関する専門相談）を実施した。当事者や、関係者など6件の相談があった。 ・ホームページ、Twitter、広報ポスターで周知を行った、	・相談者は、20代から60代の当事者や学校など多様だった。年間相談件数を12件と見込んでいたが、コロナ禍であったことと周知不足により6件だったものと考えられる。	・当事者の孤立を防ぐために必要な施策であると考えている。リーフレット、ホームページ、ツイッター、周知ポスターなどにより一層の周知を図りたい。

事業	22-2 当事者同士の交流会への支援 性的マイノリティの方々が語り合う「café SHIP ポートよこすか」に対する支援を行います。		
担当課	保健所健康づくり課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付実績 400,000円 「café SHIP ポートよこすか」参加実績 5月：3人 6月：3人 7月：3人 8月①：0人 ②：1人 9月：6人 10月：1人 11月：1人 12月：4人 1月：1人 2月：1人 3月：2人 		<ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティの方は自殺のリスクが高いと言われており、特に10代、20代はカミングアウトできず、1人で悩んでいる人が多くいる。そのため、性的マイノリティに対する支援は市の自殺対策計画においても重点施策に位置付けており、今後も継続して支援をしていく予定。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付実績 400,000円 「café SHIP ポートよこすか」参加実績 4月：3人 5月：0人 6月：3人 7月：3人 8月：2人 9月：3人 10月：1人 11月：1人 12月：5人 1月：3人 2月：2人 3月：5人 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度と比べ中学生の参加、市内在住者の参加が増えた。「普段できない話ができたと」いった感想も多く、自己肯定感を持って過ごすことのできる場の提供をすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティの方は自殺のリスクが高いと言われており、特に10代、20代はカミングアウトできず、1人で悩んでいる人が多い。そのため、性的マイノリティに対する支援は市の自殺対策計画においても重点施策に位置付けており、今後も継続して支援をしていく予定である。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付実績 0円 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染対策を徹底した形式で令和2年度の当補助事業の実施ができなかったため。ただし、団体の自主事業として開催した。 <参考>団体自主事業の実績 年間9回、合計21名（予約31名）の参加 うち、横須賀市民は9名（中学性6名、高校生1名、18-19歳2名） 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により当補助事業は実施できなかった。しかし、コロナ禍で交流の場が減少する中、団体の自主事業として開催していただいた。結果、開催回数、参加人数は減少したものの、一定数の参加実績があった。自己肯定感を持って過ごすことのできる場の提供をしていただいたとともに。本事業の意義や重要性を改めて確認する機会となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティの方は自殺のリスクが高いと言われており、特に10代、20代はカミングアウトできず、1人で悩んでいる人が多くいます。そのため、性的マイノリティに対する支援は市の自殺対策計画においても重点施策に位置付けている。コロナ禍において性的マイノリティの方の交流の場は一層求められており、感染拡大防止の対策を検討し、引き続き支援をしていく予定です。

事業	22-3 関係機関との連携強化 NPO 法人や当事者との意見交換会や庁内関係課との連絡会を開催することにより連携強化に努めます。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	当事者との意見交換会 1回 庁内関係課長会議 3回		・今後も連携を強化していき、性的マイノリティへの偏見の解消や孤立の防止に努める。
令和元年度 (2019年度)	当事者との意見交換会 1回 ・テーマ「パートナーシップ宣誓証明制度」「啓発ステッカーの配布先」「研修会の受講対象」「デュオよこすかの在り方」 庁内関係課長会議 3回	・当事者の方との意見交換会では、当事者ならではの具体的な意見が出され、事業に反映することができた。関係課長会議では、庁内の活動を情報共有することができた。	・今後も連携を強化していき、性的マイノリティへの偏見の解消や孤立の防止に努める。令和2年度の当事者の方との意見交換会のテーマは「災害時の対応」「新病院建設について」とする。
令和2年度 (2020年度)	当事者との意見交換会 1回 ・テーマ「災害時の対応」「新病院建設」 庁内関係課長会議 3回	・当事者の方との意見交換会では、当事者ならではの具体的な意見が出され、事業に反映することができた。関係課長会議では、庁内の活動を情報共有することができた。	・今後も連携を強化していき、多様な性への偏見の解消や孤立の防止に努める。令和3年度の当事者の方との意見交換会のテーマは「災害時の対応」「性別欄の記載について」とする。

施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

主要施策(11) 子育て支援の充実

●施策23 妊娠・出産に関する学習機会の提供

事業	23-1 「プレママ・プレパパのための歯科教室」の開催 妊婦とその配偶者等を対象に、赤ちゃんのための歯の話や妊婦歯科健診、妊婦歯科相談を実施します。		
担当課	保健所健康づくり課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	開催数 6回 参加者 37人(妊婦33人) 妊婦歯科検診・歯科相談受診者数 33人		・保健所健診センターで年6回開催し、参加者のうち妊婦に対し歯科検診を実施する。平成30年度から妊婦歯科検診を開始しているためプレママ・プレパパ歯科教室における妊婦歯科検診を併せて実施し妊婦の歯及び口腔の健康の向上を図る。

事業	23-1 「プレママ・プレパパのための歯科教室」の開催 妊婦とその配偶者等を対象に、赤ちゃんのための歯の話や妊婦歯科健診、妊婦歯科相談を実施します。		
担当課	保健所健康づくり課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和元年度 (2019年度)	プレママ・プレパパ歯科教室 開催数 5回 参加者 16人(妊婦15人) 妊婦歯科検診・歯科相談受診者数 15人	・歯と口腔の健康づくりに関して、配偶者等と参加し、赤ちゃんのための歯の話などや、育児かかわることの重要性を提供する機会が確保できました。	・平成30年度から歯科医師会に、妊婦の特性に合わせた妊婦歯科検診、個別歯科相談を委託し受診率も増加する傾向にあるため、令和3年度からは事業を廃止する方向にしたい。 保健所健康づくり課では、個別歯科相談、ホームページ等で妊娠期及び赤ちゃんのための歯科保健衛生の重要性は引き続き普及啓発していきます。
令和2年度 (2020年度)	・プレママ、プレパパ歯科教室の開催 0回(新型コロナウイルス感染症防止のため中止) ・妊婦歯科検診(歯科医師会に委託) 対象者 1,920人 受診者 427人 受診率 22%	・新型コロナウイルス感染症の影響により教室を中止したが、ホームページで妊娠期の口腔ケアの重要性等について掲載し、市内医療機関(歯科医院、産婦人科)に妊婦歯科検診のポスター掲示を依頼した。また妊婦歯科検診受診率向上のために母子手帳交付時にチラシを同封した。	・横須賀市歯科医師会に妊婦歯科検診及び保健指導を委託し、かかりつけ歯科医を持つことの重要性など普及啓発を行っているため、令和3年度からプレママ・プレパパ歯科教室は廃止。保健所健康づくり課では、個別歯科相談、ホームページ等で妊娠期及び赤ちゃんのための歯科保健衛生の重要性を引き続き普及啓発していく。

事業	23-2 「プレママ・プレパパ教室」の開催 妊婦とその配偶者等を対象に、健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供します。		
担当課	こども健康課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	子育てに関する教室への参加機会を提供した。 ・平日12回・休日20回、計32回開催 ・646人参加(うち、父親295人)		・引き続き「プレママ・プレパパ教室」に父親が参加しやすいよう、休日の開催を続けていく。
令和元年度 (2019年度)	「プレママ・プレパパ教室」を開催し、子育てに関する教室への参加機会を提供した。 平日11回・休日16回、計27回開催 606人参加(うち、父親283人)	・新型コロナウイルス感染症の感染防止のため開催を中止したため開催回数が昨年度より減った。 ・1回の参加者は前年20人から22人、父親の参加は前年9人から10人と増えている。	・引き続き「プレママ・プレパパ教室」の開催。 ・感染防止の観点から、教室参加ができなくても情報が得られるようホームページを充実させる。

事業	23-2 「プレママ・プレパパ教室」の開催 妊婦とその配偶者等を対象に、健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供します。		
担当課	こども健康課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「プレママ・プレパパ教室」を開催し、子育てに関する教室への参加機会を提供した。 休日 16 回開催 122 人参加（うち、父親 59 人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染防止のため平日の開催を中止したため開催回数が昨年度より減少した。 ・感染防止のため、1 回の定員を制限した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「プレママ・プレパパ教室」の開催 ・感染防止の観点から、教室参加ができなくても情報が得られるよう、ホームページの充実等を検討する。

●施策 24 家庭等における子育て支援の充実

事業	24-1 家庭等における子育て支援の充実 地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや親子サロン、保育所等で子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報提供を行います。		
担当課	保育課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター「愛らんど」を開設し、集いの場や育児相談の場としている。（市内 6 か所）。7 月より愛らんどウェルシティ、愛らんど久里浜、愛らんど西にも子育てアドバイザーが常駐した。 ・「愛らんど」を利用しにくい地区に住む親子のため、巡回広場『わいわい広場』を実施している。 ・平成 30 年度 11 か所 43 回 (平成 29 年度 11 か所 66 回) 		<ul style="list-style-type: none"> ・来所する親子の中から、養育に支援が必要である親子を早期発見しやすく迅速な対応が図れるため、虐待防止効果がある。 ・集いの場での親子同士の交流や情報交換により、孤立を防ぐことができる。身近に相談の場があることで、育児への不安や悩みを早期に軽減できるという効果がある。 ・地区社協等で開催している子育て広場が活発になってきているため、地域の現状に合わせて巡回広場の開催時間を検討したい。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター「愛らんど」を開設し、集いの場や育児相談の場としている。（市内 6 か所）。 ・「愛らんど」を利用しにくい地区に住む親子のため、巡回広場『わいわい広場』を実施している。 令和元年度 10 か所 32 回 (平成 30 年度 11 か所 43 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスのため、『わいわい広場』3 月は中止となった。また愛らんども 3 月から閉所となったが、アドバイザーが 1 名以上常駐し、電話での育児相談等に対応できる体制をとった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来所する親子の中から、養育に支援が必要である親子を早期発見しやすく迅速な対応が図れるため、虐待防止効果がある。 ・集いの場での親子同士の交流や情報交換により、孤立を防ぐことができる。身近に相談の場があることで、育児への不安や悩みを早期に軽減できるという効果がある。 ・令和 2 年 10 月から愛らんど田浦にアドバイザーを設置する予定である。

<p>令和2年度 (2020年度)</p>	<p>・子育て支援センター「愛らんど」を開設し、集いの場や育児相談の場としている。(市内6カ所)。</p> <p>・「愛らんど」を利用しにくい地区に住む親子のため、巡回広場『わいわい広場』を実施している。</p> <p>令和2年度 10カ所 13回 (令和元年度10カ所 32回)</p>	<p>・3月末から9月30日までわいわい広場は休止としたが、10・11・12・3月はコロナウイルス予防対策をしながら開催し、全13回、延べ121組の参加があった。休止期間中も、電話・メール相談は継続して行った。</p>	<p>・来所する親子の中から、養育に支援が必要である親子を早期発見しやすく迅速な対応が図れるため、虐待防止効果がある。</p> <p>・集いの場での親子同士の交流や情報交換により、孤立を防ぐことができる。身近に相談の場があることで、育児への不安や悩みを早期に軽減できるという効果がある。</p>
---------------------------	--	---	---

●施策25 多様な保育サービスの充実

<p>事業</p>	<p>25-1 多様な保育サービスの充実 保育ニーズに対応するため、保育所等の定員拡充等を行うとともに、必要とする人が必要な時にサービスを受けられるよう情報を提供します。</p>		
<p>担当課</p>	<p>幼保児童施設課</p>		
	<p>実績</p>	<p>実績に対する評価(達成度)</p>	<p>今後の対応</p>
<p>平成30年度 (2018年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の定員増 2施設 ・保育所の定員増 5施設 ・家庭的保育事業の新規実施 1事業所 ・小規模保育事業の新規実施 1事業所 		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の定員拡充等、認定こども園への移行促進、地域型保育事業の実施により、さまざまな教育・保育ニーズに対応していく。
<p>令和元年度 (2019年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の新規実施3施設 ・幼保連携型認定こども園の定員増 1施設 ・保育所の新規実施 1施設 ・家庭的保育事業の新規実施 1事業所 ・小規模保育事業の新規実施 1事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員増については1施設と少なかったが、新規実施については幼保連携型認定こども園、保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所と多様な新規整備ができ、保育ニーズに対応できたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の定員拡充等、認定こども園への移行促進、地域型保育事業の実施により、さまざまな教育・保育ニーズに対応していく。
<p>令和2年度 (2020年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園型認定こども園の新規認定1施設 ・幼保連携型認定こども園の定員増1施設 ・保育所の定員増 4施設 ・家庭的保育事業所の定員増2施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員増については多様な対応ができた。 ・新規認可等による定員拡充については、1施設と少なかったが、現在幼保連携型認定こども園への移行に向け協議中の施設も複数あり、来年度以降も保育ニーズに対応していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園、地域型保育事業の定員拡充や幼稚園等の認定こども園への移行促進に取り組み、さまざまな教育・保育ニーズに対応していく。

●施策 26 放課後の子どもの居場所の充実

事業	26-1 全児童を対象とした居場所の充実 放課後子ども教室、わいわいスクール、青少年の家の運営等を行うことにより居場所の確保に努めます。なお、放課後子ども教室は学習や多様な体験・活動を行います。		
担当課	こども育成総務課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成 30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・荻野小学校の放課後子ども教室を継続するとともに、津久井小学校のわいわいスクールを11月から新たな放課後子ども教室として充実しました。 ・青少年の家（みんなの家）・青少年会館は、市内 15 カ所で継続実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ・鷹取小学校と鶴久保小学校のわいわいスクールを新たな放課後子ども教室として充実していく予定。 ・青少年の家の縮小に向け、学校やコミュニティセンター等、地域の核となる施設へ機能を移転していくことなどを検討していく。
令和元年度 (2019 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなの家とわいわいスクールのあり方について、横須賀市放課後児童対策事業計画に位置づけた。 ・青少年の家（みんなの家）・青少年会館は、市内 15 カ所で継続実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童が、放課後の時間をより安全に、より豊かに過ごすことができる事業の実施が具体化できたと考えている。 ・年末年始を除き、休館日も遊戯室を開放して児童を受け入れ対応し、子育て支援ができたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鷹取小学校と鶴久保小学校のわいわいスクールを新たな放課後子ども教室として充実していく予定です。 ・青少年の家の縮小に向け、学校やコミュニティセンター等、地域の核となる施設へ機能を移転していくことなどを検討していきます。
令和 2 年度 (2020 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・鷹取小学校と鶴久保小学校のわいわいスクールを新たな放課後子ども教室に転換した。 ・青少年の家（みんなの家）・青少年会館は、市内 15 カ所で継続実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童が、放課後の時間をより安全に、より豊かに過ごすことができる事業に切り替えることができたと考えている。 ・コロナの影響による休止期間（118 日間）は受け入れることができなかったが、年末年始を除き、休館日も遊戯室を開放して児童を受け入れ対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公郷小学校に放課後子ども教室を設置していく予定。 ・青少年の家の縮小に向け、学校やコミュニティセンター等、地域の核となる施設へ機能を移転していくことなどを検討していきます。

事業	26-2 留守家庭児童を対象とした居場所の充実 放課後児童クラブに対する助成や指導員の研修を行うことにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に努めます。		
担当課	教育・保育支援課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成 30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・逸見小学校に公設の放課後児童クラブを設置するため、教室を改修しました。 ・放課後児童支援員等を対象に、初任者研修を 10 回、行政研修を 6 回実施しました。 ・放課後児童クラブ数を前年の 62 団体から 67 団体としました。 		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校内への放課後児童クラブの設置を推進するとともに、不足している地域への増加を図る。

事業	26-2 留守家庭児童を対象とした居場所の充実 放課後児童クラブに対する助成や指導員の研修を行うことにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に努めます。		
担当課	教育・保育支援課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・大津小学校に民設民営の放課後児童クラブを移転させるため、教室を改修しました。 ・放課後児童支援員等を対象に、初任者研修を10回、行政研修を5回実施しました。 ・放課後児童クラブ数を前年の67団体から72団体としました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員等の資質向上に資するとともに、雇用の確保に努めたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、小学校内への放課後児童クラブの設置を推進するとともに、不足している地域への増加を図ります。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブに対して、通常の助成に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る助成を行った。 ・コロナ禍のもと、放課後児童支援員等を対象とした資質向上のための研修を縮小して実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で運営する放課後児童クラブに対して、適切な支援ができたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、放課後児童クラブの感染症対策に対する支援を行いつつ、小学校内への放課後児童クラブの設置を推進するとともに、不足している地域への増加を図る。

施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

主要施策(12) 介護の相談支援の充実

●施策27 介護に関する相談窓口の充実

事業	27-1 介護に関する相談窓口の充実 市役所や地域包括支援センターにおける相談など、介護する人への相談支援を行います。		
担当課	地域福祉課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の総合相談窓口として、介護保険の要介護・要支援認定申請の受付や老人ホームや成年後見制度の案内等を行っている。相談を受ける中で、ケースワークとして、関係機関と連携しながら、高齢者の総合的な支援を行う場合もある。 <p>平成30年度相談実績：10,720件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の日常生活圏域を中心に地域包括支援センターを12カ所設置しており、地域における高齢者の総合相談支援業務を委託している。 <p>平成30年度相談実績：70,882件</p>		<ul style="list-style-type: none"> 障害者や子ども等、複合的な課題を抱える家庭の相談が増えており、市として包括的な総合相談体制の構築に向け、関係部局と協議していく。

事業	27-1 介護に関する相談窓口の充実 市役所や地域包括支援センターにおける相談など、介護する人への相談支援を行います。		
担当課	地域福祉課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の総合相談窓口として、介護保険の要介護・要支援認定申請の受付や老人ホームや成年後見制度の案内等を行っている。相談を受ける中で、ケースワークとして、関係機関と連携しながら、高齢者の総合的な支援を行う場合もある。 令和元年度相談実績：9,797件 ・市内の日常生活圏域を中心に地域包括支援センターを12カ所設置しており、地域における高齢者の総合相談支援業務を委託している。 令和元年度相談実績：71,605件 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に住む高齢者等に関するさまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローすることが概ねできた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者や子供等、複合的な課題を抱える家庭の相談が増えており、市として包括的な総合相談体制の構築に向け、令和2年度新設の地域福祉課に福祉の総合相談窓口を設置した。今後、関係部局と連携し、複合的な課題を抱える世帯への相談支援を推進していく。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から福祉の総合相談窓口として、介護に関する相談のほか、8050問題等、複合的な課題を抱える家庭の相談も受けている。 令和2年度相談実績：6,145件 ・市内の日常生活圏域を中心に地域包括支援センターを12カ所設置しており、地域における高齢者の総合相談支援業務を委託している。 令和2年度相談実績：74,753件 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の総合相談窓口として、さまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローすることが概ねできた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係部局と連携し、複合的な課題を抱える世帯への相談支援を推進していく。

●施策 28 介護者に対する心の支援

事業	28-1 「認知症高齢者介護者の集い」の開催 認知症高齢者等を介護する家族を対象に、介護者同士の情報交換や支え合いへの支援を行います。		
担当課	地域福祉課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護に関する情報交換や介護者同士が気持ちをわかちあい、支えあう場として毎月開催している。 開催：18回 会場：総合福祉会館 久里浜コミュニティセンター 参加者：延49人 ・「認知症高齢者介護者の集い」会報を隔月で作成し郵送している。送付先：延455人 		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の個別相談・支援の中で「認知症高齢者介護者の集い」への参加を促し、孤立防止に努めてきた。昨今、市内各所に「認知症カフェ」が増加していることから、市としては「認知症カフェ」の周知を行い、「認知症高齢者介護者の集い」開催の見直しを検討して行く。

事業	28-1 「認知症高齢者介護者の集い」の開催 認知症高齢者等を介護する家族を対象に、介護者同士の情報交換や支え合いへの支援を行います。		
担当課	地域福祉課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 介護に関する情報交換や介護者同士が気持ちをわかちあい、支えあう場として毎月開催している。 開催：18回 会場：総合福祉会館、久里浜コミュニティセンター 参加者：延54人 「認知症高齢者介護者の集い」会報を隔月で作成し郵送している。 送付先：延521人 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者については認知症カフェの周知も広がり、昨年度から減少傾向にあるが、会報の郵送希望者は増加している。他の介護者の経験談を目にすることで「自分も頑張ろう！と思う」との声も頂き、介護者の支えの場を提供できていると考える。 【参考】認知症カフェ数 H31年度：9か所 R01年度：13か所 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者は減少しているものの、会報希望者の増加や「認知症カフェは参加しにくい」と言う介護者もいることから、孤立防止として「認知症高齢者介護者の集い」は継続して行うが、開催回数や場所の見直しを検討して行く。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 介護に関する情報交換や介護者同士が気持ちをわかちあい、支えあう場として隔月開催している。 開催：6回(内、コロナ感染防止のため中止3回) 会場：総合福祉会館 参加者：延12人 「認知症高齢者介護者の集い」会報を隔月で作成し郵送している。送付先：延129人 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者数については横這いであるが、他の介護者の経験談を目にすることで「自分も頑張ろう！と思う」との声も頂き、介護者を孤立させることなく、介護者の支えの場を提供できていると考える。 【参考】認知症カフェ数 R01年度：13か所 R02年度：17か所 	<ul style="list-style-type: none"> 集いへの参加はできないが、会報を希望する介護者は多く、また「認知症カフェは参加しにくい」と言う介護者もいることから、孤立防止として「認知症高齢者介護者の集い」は継続して行く。

事業	28-2 「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施 高齢者や介護に携わっている家族を対象に、臨床心理士が相談に応じます。		
担当課	高齢福祉課（地域福祉課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士による相談を月3回実施している。 回数：35回 相談者：延56人 		<ul style="list-style-type: none"> 介護者が臨床心理士に話をすることで、気持ちが軽くなり、心の健康を保つことができるように努めた。「高齢者・介護者のためのこころの相談」を今後も継続して行く。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士による相談を月3回実施している。 回数：33回 相談者：延45人 	<ul style="list-style-type: none"> 当日の予約キャンセルなどにより回数、相談者は減少したが、相談したことで「心が軽くなった」との意見が多く実施の意義は大きいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康を保つために継続している事業であり、普段より気軽に相談できる場であることを周知したい。周知方法の見直しを検討して行く。

令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士による相談を月3回実施している。 回数 : 28回 相談者 : 延43人 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ感染防止により中止や当日の予約キャンセルなどにより回数、相談者は減少したが、相談したことで「心が軽くなった」との意見が多く実施の意義は大きいと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康を保つために継続している事業であり、普段より気軽に相談できる場であることを周知したい。周知方法の見直しを検討して行く。
-------------------	---	--	---

事業	28-3 「若年性認知症支援者講座」の開催 本人、家族を支援できる人を養成するため支援者講座を開催します。また、講座修了者が「若年性認知症のつどい」に参加することを促し支援していきます。		
担当課	健康長寿課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症の人および家族を支援できる人を養成している。 開催 : 1回 受講者 : 37人 		<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症は、働き盛りの発病で、家族の介護負担や生活不安が大きいことが特徴である。若年性認知症の人と家族を支援する地域づくり、孤立防止のため交流の場づくりが重要である。支援者も定着してきたため、今後は市民への啓発を重視して行く。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 広く市民への啓発を目的に、若年性認知症市民講演会を開催した。 開催 : 1回 受講者 : 61人 	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症は、働き盛りの発病のため家族の介護負担や生活不安が大きいことが特徴であり、若年性認知症の人と家族を支援する地域づくり、孤立防止のため交流の場づくりが重要である。 「ご存じですか、若年性認知症のこと」と題し講演会を開催し、わかりやすい、大変参考になったと好評で、市民の理解を深めることができたと評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民への啓発を重視し、今年度からは講演会の開催へ移行する。 既に養成した「若年性認知症に対する支援者」は、今後はオレンジパートナーへ統合する。 2020年度においても講演会を実施する計画であったが、コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。来年度以降、時機を見て開催したい。 「若年性認知症のつどい」の参加支援についても継続していく。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度から若年性認知症支援者を認知症オレンジパートナーと統合し、認知症オレンジパートナーの協力も得て、実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、養成講座は中止した。また、よこすかオレンジLINEを開始し、認知症オレンジパートナー向けの配信を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症は、働き盛りの発病のため家族の介護負担や生活不安が大きいことが特徴である。本人と家族を支援する地域づくり、孤立防止のため交流の場づくりが重要であり、継続実施が必要であるが、コロナ禍において、計画通りの実施ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症支援講座は、認知症オレンジパートナー養成講座として実施し、引き続き、認知症オレンジパートナーに「若年性認知症のつどい」への参加を促していく。

施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

主要施策(13) ひとり親家庭への支援の充実

●施策29 ひとり親家庭への自立支援の推進

事業	29-1 ひとり親家庭の親を対象とした就労相談 母子・父子自立支援員や就労相談員が、ひとり親家庭の親の就労に関する相談に応じます。		
担当課	こども青少年給付課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	自立支援員による相談件数 延1,724件 就労相談員による相談 実利用者数 85人 就労決定者 49人		・引き続き、継続実施していく。
令和元年度 (2019年度)	・自立支援員による相談件数 延2,008件 ・就労相談員による相談 実利用者数78人、就労決定者60人	・ひとり親家庭等の親は、就労や経済面・生活面の課題等を抱えていることも多く、相談による伴走的な支援を必要としていることが多い。 ・本事業の実施により、それら支援を必要とする対象者への伴走的な支援を提供できたと考える。	・支援を必要とする対象者への伴走的な支援の提供は、単発で終了するものではなく、対象者が支援を必要としなくなるまで継続的に実施する必要がある。 ・そのため、今後も取り組みを継続していく。
令和2年度 (2020年度)	・自立支援員による相談件数 延2,290件 ・就労相談員による相談 実利用者数68人、 就労決定者24人	・ひとり親家庭等の親は、就労や経済面・生活面の課題等を抱えていることも多く、相談による伴走的な支援を必要としていることが多い。 ・本事業の実施により、それら支援を必要とする対象者への伴走的な支援を提供できたと考えている。	・支援を必要とする対象者への伴走的な支援の提供は、単発で終了するものではなく、対象者が支援を必要としなくなるまで継続的に実施する必要がある。 ・そのため、今後も取り組みを継続していく。

事業	29-2 ひとり親家庭の親を対象とした就労支援 就労支援として、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等の支給や就労支援セミナーを実施します。		
担当課	こども青少年給付課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	自立支援教育訓練給付金の支給件数 16件 高等職業訓練促進給付金の支給月数 延288月 就労支援セミナーの開催 10回		・引き続き、継続実施していく。
令和元年度 (2019年度)	自立支援教育訓練給付金の支給件数 24件 高等職業訓練促進給付金の支給月数 延255月	・ひとり親家庭等の親は、就労の機会等で不利な取り扱いを受けることも多く、そのことが経済的な自立を妨げる要因の一つとなっている。 ・本事業は、就労を希望する対象者の国家資格取得等を支援するものであり、経済的な支援を提供できたと考えている。	・本事業は、国の補助事業であることから、国の動向を確認しながら、今後も取り組み継続していく。
令和2年度 (2020年度)	自立支援教育訓練給付金の支給件数 21件 高等職業訓練促進給付金の支給月数 延254月	・ひとり親家庭等の親は、就労の機会等で不利な取り扱いを受けることも多く、そのことが経済的な自立を妨げる要因の一つとなっている。 ・本事業は、就労を希望する対象者の国家資格取得等を支援するものであり、経済的な支援を提供できたと考えている。	・本事業は、国の補助事業であることから、国の動向を確認しながら、今後も取り組みを継続していく。

●施策30 ひとり親家庭の仲間づくりの推進

事業	30-1 ひとり親家庭の仲間づくりの推進 ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、交流会を開催するなど地域のつながりや仲間づくり推進します。		
担当課	こども青少年給付課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	ひとり親家庭等交流会の開催 12回		・引き続き、継続実施していく。
令和元年度 (2019年度)	ひとり親家庭等交流会の開催 11回	・ひとり親家庭等の親は、自らが抱える課題を相談できる相手がおらず、そのことが本人の不安感の増大や事態の深刻化を招く要因の一つとなっている。 ・本事業は、不安感の増大の軽減や、事態が深刻化する前に相談機関へつながること、を目的としており、機会の提供による支援を提供できたと考えている。	・ひとり親家庭等の親となり、本事業の支援を必要とする対象者も日々新たに現れることから、今後も取り組みを継続していく。

事業	30-1 ひとり親家庭の仲間づくりの推進 ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、交流会を開催するなど地域のつながりや仲間づくり推進します。		
担当課	こども青少年給付課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	・ひとり親家庭等交流会の開催10回 (全12回企画しましたが、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言中であったため、1回は日程を変更して開催、2回は中止としました。)	・ひとり親家庭等の親は、自らが抱える課題を相談できる相手がおらず、そのことが本人の不安感の増大や事態の深刻化を招く要因の一つとなっている。 ・本事業は、不安感の増大の軽減や、事態が深刻化する前に相談機関へつながること、を目的としており、特にコロナ禍で不安を抱えているひとり親家庭の親等に、交流機会の提供による支援を提供できたと考えている。	・ひとり親家庭等の親となり、本事業の支援を必要とする対象者も日々新たに現れることから、今後も取り組みを継続していく。

施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

主要施策(14) 地域防災における男女共同参画の促進

●施策31 自主防災組織への女性の参画促進

事業	31-1 自主防災組織への女性の参画促進 災害時の避難所運営等において、多様なニーズに配慮した運営となるよう避難所運営委員会における女性委員の積極的登用や啓発を行います。		
担当課	地域安全課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・震災時避難所運営訓練を48カ所で実施。訓練の打ち合わせ等では積極的な女性の参加を呼びかけ、訓練では参加者に対して、女性のニーズを反映させるための組織作り及びその重要性について啓発した。		・避難所運営において、女性ニーズが反映された組織作りを推進し、その重要性については地域自主防災組織等に対し啓発を推進する。
令和元年度 (2019年度)	・震災時避難所運営訓練を52カ所で実施。訓練の打ち合わせ等では積極的な女性の参加を呼びかけ、訓練では参加者に対して、女性のニーズを反映させるための組織作り及びその重要性について啓発した。	・避難所運営訓練の実施件数も増え、女性のニーズを反映させるための組織作り及びその重要性について、啓発できたと考えている。	・避難所運営において、女性ニーズが反映された組織作りを推進し、その重要性については地域自主防災組織等に対し啓発を推進する。
令和2年度 (2020年度)	・震災時避難所運営訓練は1カ所のみで実施。訓練の打ち合わせ等では積極的な女性の参加を呼びかけ、訓練では参加者に対して、女性のニーズを反映させるための組織作り及びその重要性について啓発した。	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、避難所運営訓練の実施件数は大幅に減少した。啓発の機会は限られていたが、可能な限り、女性のニーズを反映させるための組織作り及びその重要性について、啓発できたと考えている。	・貴重な啓発の機会を逃さないよう、避難所運営において、女性ニーズが反映された組織作りを推進し、その重要性については地域自主防災組織等に対し啓発を推進する。

施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

主要施策(15) 学校教育における男女共同参画の推進

●施策32 男女共同参画に関する学習機会の提供

事業	32-1 中学生を対象とした啓発冊子の配布 中学生を対象に、男女共同参画やデートDV、インターネットの危険性、性的マイノリティに関する啓発冊子を配布し、授業での活用を促進します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・社会科(公民)や道徳、家庭科などで活用してもらうため、市内中学校に配布した。		・引き続き、啓発冊子を配布するとともに、授業での活用状況を調査する。
令和元年度 (2019年度)	・前年度同様、社会科(公民)や道徳、家庭科などで活用してもらうため、市内中学校に配布した。	・冊子を有効利用してもらうため、実際の使用例やそれを受けての意見等を聞き、今後の資料作成にフォードバッグさせる必要がある。	・引き続き、配布していく中で、実際の指導に当たる教職員等から意見を聞き、次回の配布時の参考としたい。
令和2年度 (2020年度)	・前年度同様、社会科(公民)や道徳、家庭科などで活用してもらうため、市内中学校に配布した。	・冊子を有効利用してもらうため、実際の使用例やそれを受けての意見等を聞き、今後の資料作成にフォードバッグさせる必要がある。	・引き続き、配布していく中で、実際の指導に当たる教職員等から意見を聞き、次回の配布時の参考としたい。

事業	32-2 広報紙(NEWWAVE)による意識啓発 保育園、幼稚園、小・中学校等に対し、広報紙(NEWWAVE)を活用した継続的な情報提供や意識啓発を行います。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・公立・私立を問わず、市内の小・中・高校及び大学に配布し、情報提供を行っている。		・引き続き、配布するとともに、実際の活用状況を確認する。
令和元年度 (2019年度)	・公立・私立を問わず、市内の保育園、幼稚園、小・中・高校及び大学に配布し、情報提供を行った。	・市内の教育機関に配布し、校内の生徒が目にする場所に掲示や配架することにより、情報提供や意識啓発を行った。	・引き続き、配布するとともに、実際の活用状況を確認する。
令和2年度 (2020年度)	・公立・私立を問わず、市内の保育園、幼稚園、小・中・高校及び大学に配布し、情報提供を行った。	・市内の教育機関に配布し、校内の生徒が目にする場所に掲示や配架することにより、情報提供や意識啓発を行った。	・引き続き、配布するとともに、実際の活用状況を確認する。

●施策 33 教職員に対する意識啓発

事業	<p>33-1 教職員に対する意識啓発 男女共同参画を含めた人権を尊重する意識を児童生徒が学べるよう、教職員に対し研修を行います。</p>		
担当課	教育指導課・令和3年度から教育研究所		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<p>・学校長会議、学校訪問、人権教育担当者研修、人権教育指導者養成研修、初任者研修などにおいて、男女共同参画を含め、人権及び人権教育に関する啓発を行った。</p>		<p>・未来を担う子どもたちに、男女共同参画を含めた人権の理念を伝えていくという意味で学校教育の果たす役割は大きい。人権教育の実践指導を積極的に進める必要がある。 ・すべての人権を尊重する意識や行動力を高めるため、今後も各研修や学校訪問における指導助言を通して、教職員の人権問題に関する正しい認識と理解、自らの行動化を図るよう引き続き啓発する。</p>
令和元年度 (2019年度)	<p>・学校長会議、学校訪問、人権教育担当者研修、人権教育指導者養成研修、初任者研修、学校からの要請研修、県教育委員会委託人権教育研究校での研究推進などにおいて、男女共同参画を含め、人権の尊重及び人権教育に関する啓発を行った。</p>	<p>・担当者研修など広く市内に啓発を行うだけでなく、要請のあった学校や研究推進に取り組んでいる学校で研修会等を行うことで、職員の人権尊重に対する意識の向上を図ることができた。</p>	<p>・未来を担う子供たちに、男女共同参画を含めた人権の理念を伝えていくという意味で、学校教育の果たす役割は大きい。人権教育の実践指導を積極的に進める必要がある。 ・すべての人権を尊重する意識や行動力を高めるため、今後も各研修や学校訪問における指導助言や、研究校の取組みを市内に発信するなどして、教職員の人権問題に関する正しい認識と理解、自らの行動化を図るよう引き続き啓発する。</p>
令和2年度 (2020年度)	<p>・学校長会議、学校訪問、人権教育担当者研修、人権教育指導者養成研修、初任者研修、学校からの要請研修、県教育委員会委託人権教育研究校での研究推進などにおいて、男女共同参画を含め、人権の尊重及び人権教育に関する啓発を行った。</p>	<p>・担当者研修などを中心に、参加体験型学習を取り入れるなどし、啓発を行った。また、学校からの研修要請や研究推進校などにおいて、職員の人権尊重に対する意識の向上を図ることができた。</p>	<p>・未来を担う子供たちに、男女共同参画を含めた人権の理念を伝えていくことは大変重要で、学校教育の様々な場面で、人権教育の実践指導を積極的に進める必要がある。 ・すべての人権を尊重する意識や行動力を高めるため、今後も各研修や学校訪問における指導助言などにおいて、教職員の人権問題に関する正しい認識と理解、とそれに基づく行動化を図るよう、引き続き啓発する。</p>

重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

施策方針7 DV等を根絶する環境づくり

主要施策(16) DV等根絶のための予防啓発

●施策34 DV防止に関する意識啓発

事業	34-1 DV防止に関する意識啓発 広報紙を活用した継続的な情報提供やDV防止啓発リーフレット等の配布により、暴力は人権侵害であるという意識を啓発します。		
担当課	こども家庭支援課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報よこすかに関連記事を掲載し、DV防止に関する意識啓発を行った。 7月号：AV出演強要・JKビジネスに関する相談窓口の案内、DVの相談窓口の紹介を掲載。 11月号：内閣府が取り組んでいる「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて運動の案内を掲載。 ・窓口でDV防止啓発に関連するリーフレットの配架、必要に応じて相談者・関係機関に配布を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、広報紙を活用した情報提供や窓口でDV防止啓発リーフレット等の配架及び相談者等への配布を行い、暴力は人権侵害であるという意識を啓発していく。 	
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報よこすかに関連記事を掲載し、DV防止に関する意識啓発を行った。 【7月号】AV出演強要・JKビジネスに関する相談窓口の案内、DV被害相談窓口の紹介を掲載。 【11月号】内閣府が取り組んでいる「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて運動の案内を掲載。 ・窓口でDV防止啓発に関連するリーフレットの配架、必要に応じて相談者・関係機関に配布を行った。 ・女性への暴力をなくす運動のシンボルであるパープルリボンを名札に付けてもらうよう、はぐくみかん内の職員に配布し、普及啓発に繋がった。また、市のシンボルキャラクター「スカリン」にパープルリボンを付け、意識啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌への関連記事の掲載や窓口でDV防止啓発に関連するリーフレットの配架、「DV気づき講座」を開催したことで継続的に意識啓発を行うことができたと考えている。 ・職員や市のシンボルキャラクターが女性への暴力をなくす運動のシンボルであるパープルリボンを着用することで、より積極的な普及啓発に繋がったと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに関する相談窓口の周知・啓発等、必要な情報をわかりやすく提供できるよう整理していく。

事業	34-1 DV防止に関する意識啓発 広報紙を活用した継続的な情報提供やDV防止啓発リーフレット等の配布により、暴力は人権侵害であるという意識を啓発します。		
担当課	こども家庭支援課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報よこすかに関連記事を掲載し、DV防止に関する意識啓発を行った。 【7月号】AV出演強要・JKビジネスに関する相談窓口の案内、DV被害相談窓口の紹介を掲載。 【11月号】内閣府が取り組んでいる「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて運動の案内を掲載。 ・窓口にDV防止啓発に関連するリーフレットの配架、必要に応じて相談者・関係機関に配布を行った。 11月の女性への暴力をなくす運動に合わせ、運動のシンボルであるパープルリボンを名札につけてもらうよう、市役所内の職員に配布し、普及啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌への関連記事の掲載や窓口にDV防止啓発に関連するリーフレットの配架や配布を行うことで継続的に意識啓発を行うことができたと考えている。 ・市役所職員が女性への暴力をなくす運動のシンボルであるパープルリボンを着用することで、積極的な普及啓発に繋がったと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、広報誌を活用した情報提供やDV防止啓発リーフレット等の配下及び相談者等への配布を行い、必要な情報をわかりやすく提供できるよう整理していく。

事業	34-2 デートDV防止に関する意識啓発 学校を対象にしたデートDV講演会の開催や啓発パンフレット等の配布により、若年層を含めた市民に広く暴力を容認しない意識の醸成を図ります。		
担当課	こども家庭支援課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「デートDV防止啓発講演会」を市内中学校1校、105名に対して実施（講師は支援団体に委託）。 ・窓口にデートDV防止啓発パンフレット等の配架及び配布。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「デートDV防止啓発講演会」については毎年市内の中学、高校、専門学校等を対象に最大4回の開催が可能であるが、年々、講演を希望する学校が減少している。講演を検討してくれる学校の確保に向け、周知方法の見直しを行っていく。

事業	34-2 デートDV防止に関する意識啓発 学校を対象にしたデートDV講演会の開催や啓発パンフレット等の配布により、若年層を含めた市民に広く暴力を容認しない意識の醸成を図ります。		
担当課	こども家庭支援課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 「デートDV防止啓発講演会」を普及させるため、市内の中学校、高等学校、大学、専門学校に対してパンフレットを配布し、講師を派遣し講演を行う旨、周知を行った。 窓口にデートDV防止啓発パンフレット等の配架及び配布を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 「デートDV防止啓発講演会」の開催を希望する学校がなく、開催することができなかった。開催方法や周知方法について見直す必要があると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「デートDV防止啓発講演会」については毎年市内の中学、高校、専門学校等を対象に最大4回の開催が可能であるが、年々、講演を希望する学校が減少している。講演を検討してくれる学校の確保に向け、周知方法の見直しを行っていく。 市内の中学生・高校生等の若年層の児童や学生を対象とした「デートDV防止啓発講演会」を市主催で開催し、デートDVについての理解を深めてもらう。 若年層のDV被害も増えていることから若年世代を対象とした啓発活動を行っていく。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 「デートDV防止啓発講演会」を市内私立高校1校、89名に対して実施（講師は支援団体に委託）。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響で、講演会の実施について積極的に周知をすることができなかった。 オンラインでの講演会実施を検討していたが、機材の不足等で実現ができず、結果的に共催という形で私立高校にて講演会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「デートDV防止啓発講演会」については、毎年市内の中学、高校、専門学校等を対象に開催が可能であるが、年々、講演を希望する学校が減少しているため、周知方法の見直しを行っていく。 市内の中学生・高校生等の若年層の児童や学生を対象とした「デートDV防止啓発講演会」を市主催で開催し、デートDVについての理解を深めてもらう。 オンラインでの講演会開催など、柔軟に開催ができることを周知していく。

●施策 35 DV相談窓口の周知

事業	<p>35-1 DV相談窓口の周知 被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるよう、DV相談窓口案内カードやリーフレット、広報紙などにより相談窓口の周知を図ります。</p>		
担当課	こども家庭支援課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口案内カード及びパンフレットを作成し、庁内及び外部機関27ヶ所に配架。庁内トイレ36ヶ所に配架。 ・広報よこすか7月号にDV相談窓口案内を掲載。 		<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口案内カード及びパンフレットの配架先の拡大を目指し、相談窓口の周知を図る。また、広報紙を積極的に活用していく。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口の周知を図るため、DV相談窓口案内カード、DV啓発パンフレットを市役所本庁舎、はぐくみかん、ウェルシティ、その他医療機関等の外部機関に配架した。 ・市の相談窓口紹介冊子『よこすか心のホットライン』、市の相談窓口紹介冊子『犯罪被害者等支援ハンドブック』、母子手帳の交付時に配布している『子育てガイド』、県のDV紹介冊子『夫やパートナーからの暴力に悩んでいませんか』、外国人のための生活ガイドブック『Living in Yokosuka』にDV相談や女性相談窓口の連絡先等掲載している。 ・市ホームページに女性の被害相談の窓口だけでなく、男性被害・加害相談窓口や週末対応専門のホットライン、多言語相談窓口等の連絡先も記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な場所や広報紙、相談窓口冊子にDV相談窓口の情報について周知したことで、DV被害者やDV被害の可能性のある者に対して必要としている情報を届けることができたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口の更なる周知を図っていくため、DV相談窓口案内カードとDV啓発パンフレットの配架先および周知方法について検討していく必要がある。 ・DV被害者やDV被害の可能性のある者が、どこでどのような形で情報を入手するか分からないため、様々な媒体を使ってDV相談窓口の周知を継続的に行っていく必要がある。

事業	35-1 DV相談窓口の周知 被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるよう、DV相談窓口案内カードやリーフレット、広報紙などにより相談窓口の周知を図ります。		
担当課	こども家庭支援課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口の周知を図るため、DV相談窓口案内カード、DV啓発パンフレットを市役所本庁舎、はぐくみかん、ウェルシティ、その他医療機関等の外部機関、計64か所に配架した。 ・市の相談窓口紹介冊子『よこすか心のホットライン』、母子手帳の交付時に配布している『子育てガイド』、県のDV紹介冊子『夫やパートナーからの暴力に悩んでいませんか』、外国人のための生活ガイドブック『Living in Yokosuka』にDV相談や女性相談窓口の連絡先等掲載している ・市ホームページに女性の被害相談の窓口だけでなく、男性被害・加害相談窓口や週末対応専門のホットライン、多言語相談窓口等の連絡先も記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内カードやパンフレットの配架、各機関から発行される冊子への掲載などで、DV相談窓口を周知することができたと考えている。 ・様々な場所、媒体での周知を行ったことで、DV被害者やDV被害のある可能性がある者に対して必要としている情報を届けることができたと考ええる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口案内カードとDV啓発パンフレットの配架先および周知方法について検討していくが必要。 ・DV相談が必要な人が情報を色々な形で入手することができるよう、様々な媒体を使ってDV相談の窓口の周知を継続的に行っていく必要がある。

●施策 36 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

事業	36-1 性別等による人権侵害の申出制度 男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員が「性別等による人権侵害の申出制度」に基づき相談を受け、解決に向けた支援を行います。 ※現在の制度名で表記し直しております。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	申出件数 0件		・広報紙 NEWWAVE やリーフレット・ポスター等で、条例改正に伴い申出対象の拡大についても併せて周知をしていく。
令和元年度 (2019年度)	申出件数 0件	・本制度創設に比べ、他機関等による相談窓口の開設（法テラスなど）が進み、利用者の選択肢が進んできたことが件数のない要因の一つと考えられる。	・相談等の本制度の利用に該当しそうな案件があった場合は、相談主訴に応じた適切な相談窓口を紹介するとともに、本制度についても漏れなく説明を行うことで、引き続き周知を行っていく。
令和2年度 (2020年度)	申出件数 0件	・本制度創設に比べ、他機関等による相談窓口の開設（法テラスなど）が進み、利用者の選択肢が進んできたことが件数のない要因の一つと考えられる。	・申出制度の周知に努め、相談主訴に応じた適切な相談窓口を紹介する。

事業	36-2 働く人の相談窓口 産業振興財団における「働く人の相談窓口」で相談を受け、解決に向けた支援を行います。		
担当課	経済企画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	・産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談を実施し、ハラスメントに関する相談を受けた。 相談者 6人 延べ9回		・引き続き、相談事業を実施する。
令和元年度 (2019年度)	・産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談を実施し、ハラスメントに関する相談を受けた。 相談者 4人 延べ5回	・専門知識を有するカウンセラーへの相談の機会を提供することで、働きやすい職場環境への改善に貢献できたと考えている。	・引き続き相談事業を実施し、今後も制度の周知を図り、相談しやすい環境を整えていく。
令和2年度 (2020年度)	・産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談を実施し、ハラスメントに関する相談を受けた。 相談者 2人 延べ5回	・専門知識を有するカウンセラーへの相談の機会を提供することで、働きやすい職場環境への改善に貢献できたと考えている。	・引き続き相談事業を実施し、今後も制度の周知を図り、相談しやすい環境を整えていく。

事業	36-3 市職員・教職員を対象とした意識啓発 会社・学校・地域など、さまざまな状況で起こり得るハラスメントについて正しく理解し、被害者にも加害者にもならないよう啓発します。		
担当課	人事課、教職員課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントや出産・育児等に関するハラスメントについての庁内における相談窓口の体制を整備し、職員に周知した。 ・専門知識を有する識者を外部相談員として配置した。 ・新任係長研修等の機会を通じて、職員に向けてハラスメントについての意識啓発を行った。 ・課長級職員を対象にハラスメント予防研修を開催した。 ・学校に所属する市職員に対しては、本市の「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」に則り、相談窓口を設置している。また、「神奈川県教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」をもとに、「ハラスメントのない職場づくりのために」「商事防止職員啓発・点検資料(S T O P ! ザ・セクシュアル・ハラスメント)」等、各校に通知・送付し、学校長会議や各種研修の場で啓発を繰り返し行っている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・庁内担当課及び外部委員によるハラスメントの相談体制を維持し、相談に対し適切に対応する。 ・引き続き、研修等の機会を通じて職員への意識啓発を行う。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントや出産・育児等に関するハラスメントについての庁内における相談窓口の体制を整備し、職員に周知した。 ・専門知識を有する識者を外部相談員として配置した。 ・新任係長研修等の機会を通じて、職員に向けてハラスメントについての意識啓発を行った。 ・学校に所属する市職員に対しては、本市の「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」に則り、相談窓口を設置している。また、「神奈川県教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」をもとに、「ハラスメントのない職場づくりのために」「商事防止職員啓発・点検資料(S T O P ! ザ・セクシュアル・ハラスメント)」等、各校に通知・送付し、学校長会議や各種研修の場で啓発を繰り返し行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力が十分に発揮できるよう、ハラスメント防止に向けた取り組みを継続することが、働きやすい職場環境づくりの推進に資するものであると考える。 ・各学校長を中心とし、各所属において教職員の意識向上の機会を創る機会ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内担当課及び外部委員によるハラスメントの相談体制を維持し、相談に対し適切に対応する。 ・引き続き、研修等の機会を通じて職員への意識啓発を行う。 ・引き続き、様々な会議や研修会の場で資料の提示等を行い、繰り返し周知・啓発を行っていく。

事業	36-3 市職員・教職員を対象とした意識啓発 会社・学校・地域など、さまざまな状況で起こり得るハラスメントについて正しく理解し、被害者にも加害者にもならないよう啓発します。		
担当課	人事課、教職員課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントや出産・育児等に関するハラスメントについての庁内における相談窓口の体制を整備し、職員に周知した。 ・専門知識を有する識者を外部相談員として配置した。 ・新任係長研修等の機会を通じて、職員に向けてハラスメントについての意識啓発を行った。 ・パワー・ハラスメントについての指針の制定やセクシュアル・ハラスメントについての指針及び出産・育児等に関するハラスメントについての指針の一部改正を行い、職員に周知した。 <p>学校に所属する市職員に対しては、本市の「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」に則り、相談窓口を設置している。</p> <p>また、「神奈川県教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」をもとに、「ハラスメントのない職場づくりのために」「不祥事防止職員啓発・点検資料（STOP! ザ・セクシュアル・ハラスメント）」等、各校に通知・送付し、学校長会議や各種研修の場で啓発を繰り返し行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力が十分に発揮できるよう、ハラスメント防止に向けた取り組みを継続することが、働きやすい職場環境づくりの推進に資するものであると考える。 <p>各学校長を中心とし、各所属において教職員の意識向上の機会を創る機会ができています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内担当課及び外部委員によるハラスメントの相談体制を維持し、相談に対し適切に対応する。 ・引き続き、研修等の機会を通じて職員への意識啓発を行う。 <p>引き続き、様々な会議や研修会の場で資料の提示等を行い、繰り返し周知・啓発を行っていく。</p>

施策方針7 DV等を根絶する環境づくり

主要施策(17) DV等被害者への支援

●施策37 相談体制の充実

事業	37-1 安全・安心な相談窓口の確保 被害者が安心して相談できるよう、安全と秘密の保持に配慮した相談環境の確保に努めます。		
担当課	こども家庭支援課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談は、相談内容が秘匿性の高いものであり、また、安全・安心の確保が最優先であることから相談者が来庁した際は常時、窓口での対応ではなく、個室での相談を受けることができるように体制づくりを行った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現在の相談窓口体制の維持に努めていくとともに、緊急時に警察等や庁内関係機関と迅速に連携がとれるように日頃からネットワークの構築に努めていく。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談は、相談内容が秘匿性の高いものであり、また、安全・安心の確保が最優先であることから相談者が来庁した際は常時、窓口での対応ではなく、個室での相談を受けることができるように体制づくりを行った。 ・必要に応じた支援が迅速・確実にできるよう本人の意思も尊重しながら関係窓口と連携して支援を行った。 ・各種手続き時に各窓口で経過など詳細な事情を再び聞かれ、被害者に負担をかけないよう必要書類提出時の対応について関係機関と支援方法を検討、共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安全と秘密の保持に配慮し、関係機関と連携がとれている相談体制の構築ができたため、被害者が安心して相談できる環境を整えることができたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の相談窓口体制の維持に努めていくとともに、緊急時に警察等や庁内関係機関と迅速に連携がとれるように日頃からネットワークの構築に努めていく。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談は、相談内容が秘匿性の高いものであり、また、安全・安心の確保が最優先であることから相談者が来庁した際は常時、窓口での対応ではなく、個室での相談を受けることができるように体制づくりを行った。 ・必要に応じた支援が迅速・確実にできるよう本人の意思を尊重しながら関係窓口と連携して支援を行った。 ・各種手続き時に各窓口で経過など詳細な事情を再び聞かれ、被害者に負担をかけないよう必要書類提出時の対応について関係機関と支援方法を検討、共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安全と秘密の保持に配慮するため、関係機関との連携を随時行う相談体制の構築ができた。そのため、被害者が安心して相談できる環境を整えることができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で給付金申請など通常とは異なる対応もあったが、被害者に負担をかけないよう、関係機関と連携し、支援方法を検討し、共有することができたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の相談窓口体制の維持に努めていくとともに、緊急時や様々な相談に対し、臨機応変に対応できるよう、警察等や庁内関係機関と迅速に連携がとれるように日頃からネットワークの構築に努めていく。

事業	37-2 相談員の研修等の充実 研修会や会議に参加することで、相談員の知識や技術力の向上を図り、相談事業の質を高めます。		
担当課	こども家庭支援課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成30年度 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談員の相談の質と精神的負担の軽減を図るため、スーパーバイザーによる指導助言を年間12回実施。 神奈川県都市婦人相談員業務研究会・総会に出席(相談員2名)、神奈川県立かながわ男女共同参画センター開催の事例検討会に出席(相談員2名)、女性相談員等研究協議会に出席(相談員2名)、女性への暴力相談関係機関等連絡会に出席(相談員1名)、女性問題研修会に出席(相談員2名)、性犯罪・性暴力被害支援者研修に出席(相談員2名)。 		<ul style="list-style-type: none"> 相談員が研修会や会議等に参加できる機会の確保に努め、引き続き相談員の知識や技術力の向上を図り、相談事業の質を高めていく。
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談員の相談の質と精神的負担の軽減を図るため、スーパーバイザーによるケース検討会を月1回開催し相談対応の質の向上に努めた。 専門性の高いDV相談の質の維持・向上や県との連携をスムーズに図っていくため、各種研修会や会議に参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する研修会や会議への積極的な参加やスーパーバイザーによるケース検討会の実施により、DV相談対応の質の向上ができたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する研修会や会議には積極的に参加するとともに月1回スーパービジョンを行い、DV相談の質の向上を図る。 今後もニーズの汲み取りやアセスメントに力を入れ、適切な支援をしていく。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談員の相談の質と精神的負担の軽減を図るため、スーパーバイザーによるケース検討会を月1回開催し相談対応の質の向上に努めた。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で11回実施) 専門性の高いDV相談の質の維持・向上や県との連携をスムーズに図っていくため、各種研修会や会議に参加した(オンライン含む)。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する研修会や会議への参加やスーパーバイザーによるケース検討会の実施により、DV相談対応の質の向上ができたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談員が研修会や会議等に参加できる機会の確保に努め、引き続き相談員の知識や技術の向上を図り、DV相談の質の向上を図る。 今後も相談者個々のニーズを汲み取りやアセスメントに力を入れ、適切な支援を行っていく。

●施策 38 被害者の安全確保と自立に向けた支援

事業	<p>38-1 被害者の安全確保と自立に向けた支援 被害者の精神的負担を軽減し、具体的な解決につなげるための自立に向けた支援を行います。</p>		
担当課	こども家庭支援課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成 30 年度 (2018 年度)	<p>・DV被害者は複雑で複数の課題を抱えている方が多い。課題に応じて、必要な支援・情報提供を行った。具体的には、DV被害女性が加害者から逃れるための緊急避難先の確保、離婚調停にかかわる弁護士相談への同行、アパート設定に必要な手続き支援、母子生活支援施設への入所支援等が挙げられる。また、DV被害相談時に同伴児支援が必要な事例があるため、当課の要保護児童対策地域協議会事務局と連携をとりながら支援を行った。</p>		<p>・被害者の安全確保と自立に向けた支援においては、関係機関との密な連携が必要不可欠であることから、日頃から関係機関との会議・連絡会への参加により情報交換及び関係づくりを行っていく。</p>
令和元年度 (2019 年度)	<p>・DV被害者は複雑で複数の課題を抱えている方が多い。課題に応じて、必要な支援・情報提供を行った。具体的には、DV被害女性が加害者から逃れるための緊急避難先の確保、離婚調停にかかわる弁護士相談への同行、アパート設定に必要な手続き支援、母子生活支援施設への入所支援等が挙げられる。また、DV被害相談時に同伴児支援が必要な事例があるため、当課の要保護児童対策地域協議会事務局と連携をとりながら支援を行った。</p>	<p>・各関係機関と連携をとり、被害者が個々に抱える課題に応じて、具体的な解決につなげるための自立に向けた支援が行えたと考えている。</p>	<p>・DV被害者等の一時保護施設への緊急的な入所、自立のための支援を進めていく時には各関係機関の連携が欠かせない。 ・スムーズな入所や自立支援を継続していくためには事例の共有や情報交換、支援方法の検討など実効性のある話し合いを行っていくことが重要である。支援するメンバーも変わることから継続的に実施していく。 ・児童虐待とDVの関連性を踏まえ、児童に関連する諸機関との連携を強化する。</p>
令和 2 年度 (2020 年度)	<p>・DV被害者は複雑で複数の課題を抱えている事が多く、課題に応じて、必要な支援・情報提供を行った。具体的には、DV被害女性が加害者から逃れるための緊急避難先の確保、離婚調停にかかわる弁護士相談への同行、アパート設定に必要な手続き支援、母子生活支援施設への入所支援等が挙げられる。また、DV被害相談時に同伴児支援が必要な事例があるため、当課の要保護児童対策地域協議会事務局と連携をとりながら支援を行った。</p>	<p>・各関係機関と連携をとり、被害者が個々に抱える課題に応じて、具体的な解決や自立に向けた支援を行うことができたと考えている。</p>	<p>・DV被害者等の一時保護施設への緊急的な入所、自立のための支援を進めていく際には各関係機関の連携が欠かせず、支援を継続していくためには事例の共有や情報交換、支援方法の検討など実効性のある話し合いを行っていくことが重要である。支援するメンバーも変わることから継続的に連携実施していく。 ・児童虐待とDVの関連性を踏まえ、児童に関連する諸機関との連携を強化する。</p>

●施策 39 関係機関との連携強化

事業	<p>39-1 関係機関との連携強化</p> <p>DV等と関わりのある庁内関係課との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討をすることにより支援の充実を図ります。</p>		
担当課	こども家庭支援課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
平成 30 年度 (2018 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・市関係機関DV防止ネットワーク連絡会の開催(1回/年) ・県等他機関主催ネットワーク会議に出席 ・デュオよこすか女性のための相談室と情報交換(2回/年) ・県主催の研修会への参加 ・神奈川県都市婦人相談員が行う研究会への参加 ・米軍基地内フリート&ファミリーサポートセンター職員訪問及び情報交換 		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、DV等と関わりのある庁内関係部署との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討をすることにより連携の強化を図り、緊急時にも迅速な支援を行えるように支援の充実を図っていく。
令和元年度 (2019 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高いDV相談の質の維持・向上や県との連携をスムーズに図っていくため、各種研修会や会議に参加した。 ・DV防止を目的として庁内の関係各課だけでなく警察署や医師会、学校ほか複数の機関とDV防止ネットワーク連絡会を開催。 ・県内の婦人相談員が集まり情報交換などを行う業務研究会に参加した。 ・スーパーバイザーによるケース検討会を月1回開催し相談対応の質の向上に努めた。 ・デュオよこすか相談室と情報交換を行った(2回/年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV等と関わりのある庁内関係課との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討、積極的に各種研修会に参加をすることにより支援の充実を図ることができたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、DV等と関わりのある庁内関係部署との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討をすることにより連携の強化を図り、緊急時にも迅速な支援を行えるように支援の充実を図っていく。
令和 2 年度 (2020 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高いDV相談の質の維持・向上や県との連携をスムーズに図っていくため、各種研修会や会議に参加した。 ・DV防止を目的として庁内の関係各課だけでなく警察署や医師会、学校ほか複数の機関とDV防止ネットワーク連絡会を開催。(新型コロナウイルス感染症のため書面にて開催) ・スーパーバイザーによるケース検討会を月1回開催し相談対応の質の向上に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった会議等もあったが、できる範囲内で、DV等と関わりのある庁内関係課との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換等を行い、また、各種研修会に参加をすることにより支援の充実を図ることができたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、DV等と関わりのある庁内関係部署との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討をすることにより連携の強化を図り、緊急時にも迅速な支援を行えるように支援の充実を図っていく。

男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会からのコメント

●取組実績全体について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業実施で様々な分野において中止や縮小による影響がもたらされている。そのため、令和2年度単年度での評価は難しい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の事業実施方法の見直しや、大きな時代の変化にともない新たに見えてくるものもあると思うので、良い部分は引き続き維持し、時代の変化に柔軟に対応し、事業実施方法を試行錯誤し改善しつつ、今後も取り組んでいく必要がある。

●重点目標Ⅰ「誰もが活躍できる環境づくり」について

男女共同参画社会の実現には、女性の活躍推進、エンパワーメントが必要である一方、男性を対象として働きかけも重要である。ワーク・ライフ・バランスの推進では、国の「第5次男女共同参画社会基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」に「男性中心型労働慣行」や固定的な性別役割分担意識について取り上げられており、市の施策としても今後は必要な視点であると考えます。

●重点目標Ⅱ「あらゆる場面における男女の推進」について

性的マイノリティや男女共同参画に対する理解、特に将来を見据えた若い世代への取り組みを進めていく上で、学校教育の場での啓発活動は非常に有効である。家庭、地域、学校においてジェンダー平等を推進していくには、幅広い年齢層に対して、多様な選択ができるような意識改革と基盤整備が必要であると考えます。

●重点目標Ⅲ「暴力のない社会づくり」について

ジェンダーに基づいた暴力は、DVやセクハラ、性暴力などだけでなく、多様化している実情を踏まえ、相談しやすい窓口の広報、関係機関との迅速な連携、相談者の安全と秘匿性の保持等、今後も引き続き支援の充実を図ってほしい。

令和3年10月29日

横須賀市男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会

第5次横須賀市男女共同参画プラン
令和2（2020）年度 取組実績報告書
横須賀市 市民部 人権・男女共同参画課
令和3年11月作成